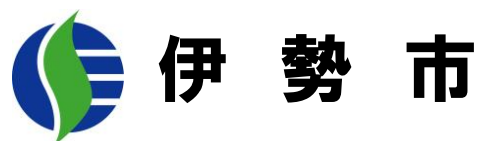


伊勢市子ども・子育て支援事業計画

[平成 27 年度～平成 31 年度]



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	3
1-4 策定体制	3
1-5 少子化対策の流れ	3
2 子ども・子育て支援新制度の概要	5
2-1 子ども・子育て関連3法	5
2-2 制度の全体像	6
(1) 子ども・子育て支援法のサービス	6
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	8
(3) 保育の必要性の認定について	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	10
1 統計データからみた現状と課題	10
1-1 人口の状況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 出生等の状況	11
(3) 将来の人口推計	12
1-2 世帯等の状況	13
(1) 世帯の状況	13
(2) 未婚の状況	15
1-3 就労状況	16
2 子ども・子育て支援事業の現状	17
2-1 子ども・子育て支援事業(教育・保育サービス)の利用の現況	17
2-2 次世代育成支援行動計画(後期計画)の取り組み状況	19
(1) 特定事業などの目標の達成状況	19
(2) 方針別達成状況	20
(3) 成果指標による評価	21
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	22
1 計画の基本的な考え方	22
1-1 基本理念	22
1-2 基本的な視点	22
1-3 基本方針	24
2 施策の体系	26
3 重点施策	28

第4章 子ども・子育て施策の展開	29
I 妊産婦への支援	29
II 乳幼児期の支援	30
(1) 幼児期の学校教育・保育の充実	31
(2) 多様な保育サービスの提供	32
(3) 幼稚園・保育所・小学校との連携	32
(4) 乳幼児の健康管理の支援	33
(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援	33
III 学童期の支援	35
(1) 学童期の子ども放課後の居場所の確保	36
(2) 学校教育の充実	36
IV 思春期の支援	38
(1) 思春期の子ども居場所づくり	38
(2) 次世代の親の育成	38
V 妊娠期から思春期を通しての支援	39
(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援	40
(2) 要保護児童と家庭への支援	41
(3) ひとり親家庭に対する支援の充実	42
(4) 地域で取り組む交通安全と防犯対策	42
(5) 相談支援・情報提供の充実	43
第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく量の見込みと目標設定	44
1 将来人口の見通しと事業量推計	44
1-1 事業量推計の流れ	44
1-2 児童人口等の推計	45
(1) 児童人口の推計	45
(2) 家庭類型の算出	46
(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	47
2 量の見込みと確保策	48
2-1 教育・保育提供区域の設定	48
(1) 教育・保育提供区域とは	48
(2) 区域設定	48
2-2 幼児期の学校教育・保育給付	48
2-3 地域子ども・子育て支援事業	50
第6章 計画の推進体制	56
1 計画の推進体制	56
(1) 関係機関との連携	56
2 進捗状況の管理	56

資料編	57
1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果(抜粋)	58
(1) 家族等の状況	59
(2) 近所付き合い	60
(3) 子どもの育ちをめぐる環境について	61
(4) 母親の就労状況	63
(5) 保育所や幼稚園などの利用について	64
(6) 放課後の過ごし方(放課後児童クラブの利用意向)	67
(7) 病児・病後児保育について	69
(8) 子育て支援センター・児童館について	70
(9) 市の事業の認知状況	71
(10) ファミリー・サポート・センターの利用状況	73
(11) 子育てと仕事の両立について	74
(12) 学校教育、家庭教育について	76
(13) 子育てと地域社会について	78
(14) 子育ての不安感や負担	81
(15) 子育て全般について	82
2 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿、会議開催状況	83
3 伊勢市子ども・子育て会議設置条例	85

第1章 計画策定にあたって

1 はじめに

1-1 計画策定の趣旨

わが国における急速な少子高齢化の進行による人口構成の変化は、労働力人口の減少による経済活力の低下や、地域社会における子どもの健全な成長を阻害するなど、様々な子育てをめぐる環境変化に影響を与えています。

平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、この法律に基づき本市では、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進行動計画〈実施計画〉」を、平成 22 年には「次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長をめざした環境の整備に努めてまいりました。

平成 24 年 8 月には、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、公布されました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

「伊勢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）は、これまでの次世代育成支援の取り組みの進捗状況や課題を整理するとともに、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定め、子育て支援事業に対するニーズに responding していくための体制づくりを円滑に進めていくために策定するものです。



1-2 計画の位置づけ

① 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

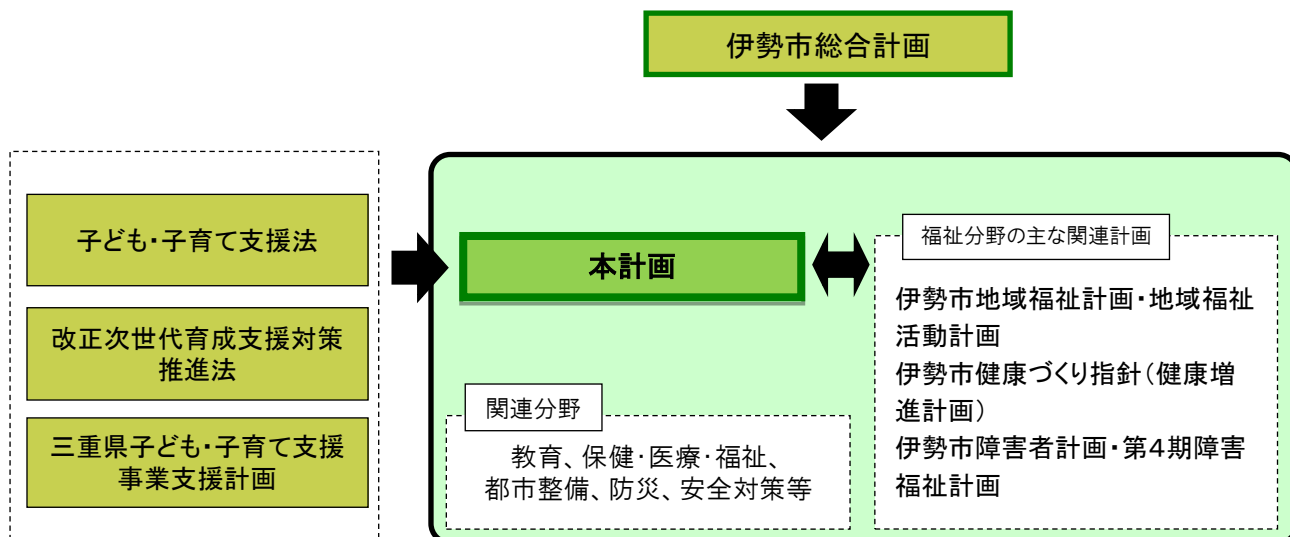


② 本計画の位置づけ

本計画は、伊勢市総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、三重県子ども・子育て支援事業支援計画、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、学校、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



1-3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とします。

1-4 策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき設置している「伊勢市子ども・子育て会議」の場で内容の審議等を行いました。当会議は、保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されており、本市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

1-5 少子化対策の流れ

① 初期の少子化対策

平成 2 年頃から出生率の低下、子ども人口の減少が注目され、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成 6 年には、主に保育の拡大をめざす「エンゼルプラン」が策定され、平成 11 年には幅広い子育て環境整備を視野に入れた「新エンゼルプラン」が策定されました。

② 次世代育成支援対策等

平成 15 年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と特定事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度にかけての 10 年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することが定められました。

本市においても、「伊勢市次世代育成支援行動計画<実施計画>」（計画期間：平成 17～21 年度）と、これに続く「伊勢市次世代育成支援行動計画<後期>」（計画期間：平成 22～26 年度）を策定し、取り組みを行ってきました。

また、同じく平成 15 年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定され、これに沿って各種の対策が進められました。平成 22 年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て新システム」の検討・議論が進められました。

③ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」など「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て関連3法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」と呼ばれ、平成27年4月から本格的にはじまります。

なお、平成26年度末に終了予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、主に事業主が行う取り組みの根拠法として10年間延長されることになりました。

[子ども・子育て関連3法]

子ども・子育て支援新制度の根拠法となる子ども・子育て関連3法とは、次に掲げる3つの法律の総称です。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）
- 整備法（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

2 子ども・子育て支援新制度の概要

2-1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、以下の3つの法律で構成されています。

1. 子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定
- ② 子ども・子育て支援給付の創設
 - ・児童手当、施設型給付、地域型保育給付を規定
 - ・子ども・子育て支援給付の支給認定
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定
- ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け
- ⑥ 子ども・子育て会議の設置に関する努力義務

2. 認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園
 - ・教育基本法第6条に基づく学校であることを明示
 - ・設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人とする（株式会社は不可）
 - ・園長及び保育教諭の配置を規定
- ③ 公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例

3. 整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- ① 児童福祉法の一部改正
 - ・市町村による保育の実施義務を規定
 - ・保育所は欠格事由に該当しない限り原則認可
- ② 幼保連携型認定こども園が「児童福祉施設」と「学校」のどちらに含まれるか明確化するための改正等
- ③ 「学校」の定義に幼保連携型認定こども園を加えることに伴う関係法令の改正等（地方自治法、教育職員免許法など）

2-2 制度の全体像

(1) 子ども・子育て支援法のサービス

制度は大きく「幼児期の学校教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

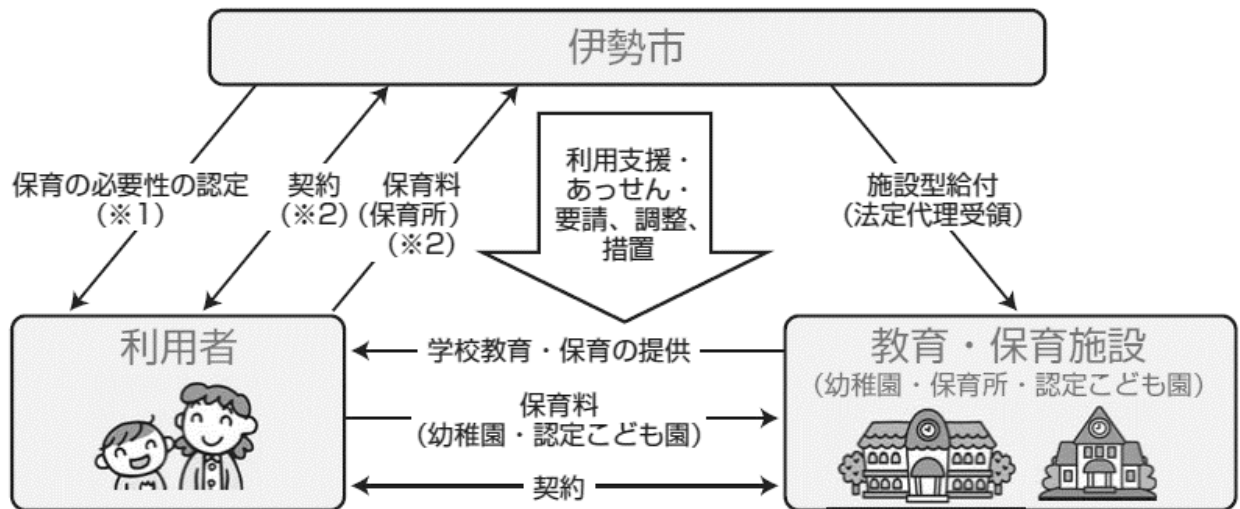
子ども・子育て支援法	幼児期の学校教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			2. 保育所	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
				幼稚園型認定こども園
				保育所型認定こども園
				地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付	4. 小規模保育		
		5. 家庭的保育		
		6. 居宅訪問型保育		
		7. 事業所内保育		
		地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援事業	
			2. 地域子育て支援拠点事業	
			3. 妊婦健康診査	
	4. 乳児家庭全戸訪問事業			
5. 養育支援訪問事業等				
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）				
7. 一時預かり事業				
8. 延長保育事業（時間外保育）				
9. 病児・病後児保育事業				
10. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				
11. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）				
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業				
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				
子ども・子育て支援法以外		新制度への移行を選択しない私立幼稚園 （私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		

① 幼児期の学校教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

新制度イメージ



(※1) 幼稚園・保育所・認定こども園を利用するには、伊勢市の認定を受ける必要があります。

認定には、3つの認定区分〔教育標準時間認定（1号認定）、保育認定（2号認定・3号認定）〕があります。

(※2) 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、保育所の場合は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなります。

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 1) 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 2) 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

① 認定こども園制度の改善

- 従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育所、それぞれの認可を受けなければならないこと、また、財政的にも、幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないことなど、手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されていました。
- 認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園については、認定こども園として一つの認可を受けるだけで良くなり、これに伴い指導監督も一本化されます。
- 財政措置についても、私学助成・保育所運営費が別々に支給されるという従来の状況を改め、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人となります（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない）。

② 保育に係る認可制度の改善

- 新制度における保育については、認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、認可制度の改善が図られます。
- 社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことと求めた上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可します。
- 市は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、適正な給付の維持のため、施設・事業に対する指導監督を実施します。

(3) 保育の必要性の認定について

新制度においては、保育所等への入所申し込みから切り離れた手続きとして、保育の必要性の認定を行うこととされます。これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握することが可能になりますが、事業の利用調整に関する市の責任は、より重くなると考えられます。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者	利用サービス
1号	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 地域型保育

② 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

◆事由

- 1) 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
- 2) 就労以外の事由：保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由

◆区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 1) 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2) 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（本市では、下限時間を月48時間以上と設定）

◆優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども、など。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

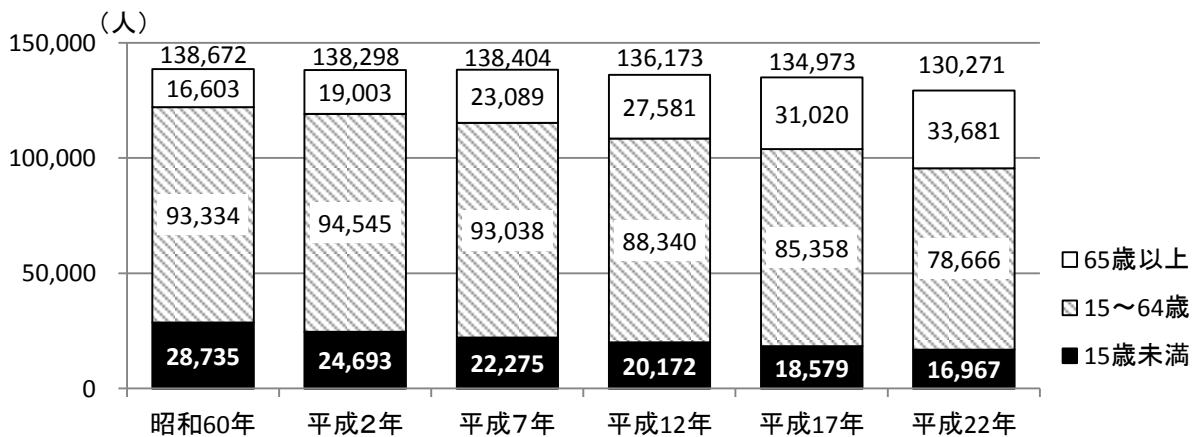
1 統計データからみた現状と課題

1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

- 本市の総人口は、平成7年まで13.8万人強で推移していましたが、減少傾向が続き、平成22年には13.0万人となっています。
- 少子高齢化が進行し、15歳未満の人口（比率）は、昭和60年から平成22年までの25年間で約12,000人（8%弱）減少しています。

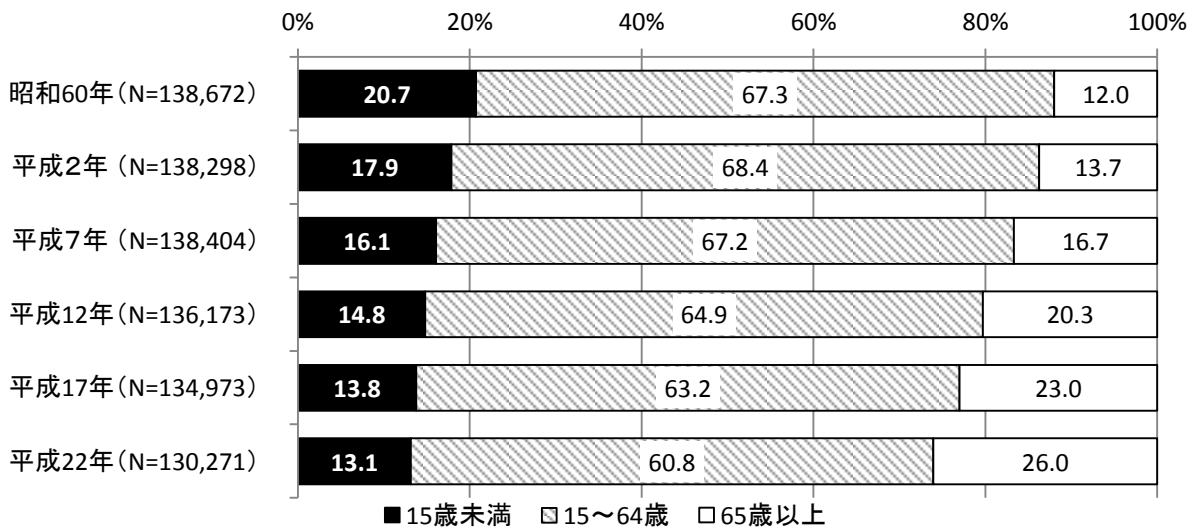
■ 年齢3区分別の人口の推移



※昭和60年～平成17年は、伊勢市、二見町、小俣町、御園村の合計より算出。以下同様。
※人口総数は年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 年齢3区分別人口比率の推移

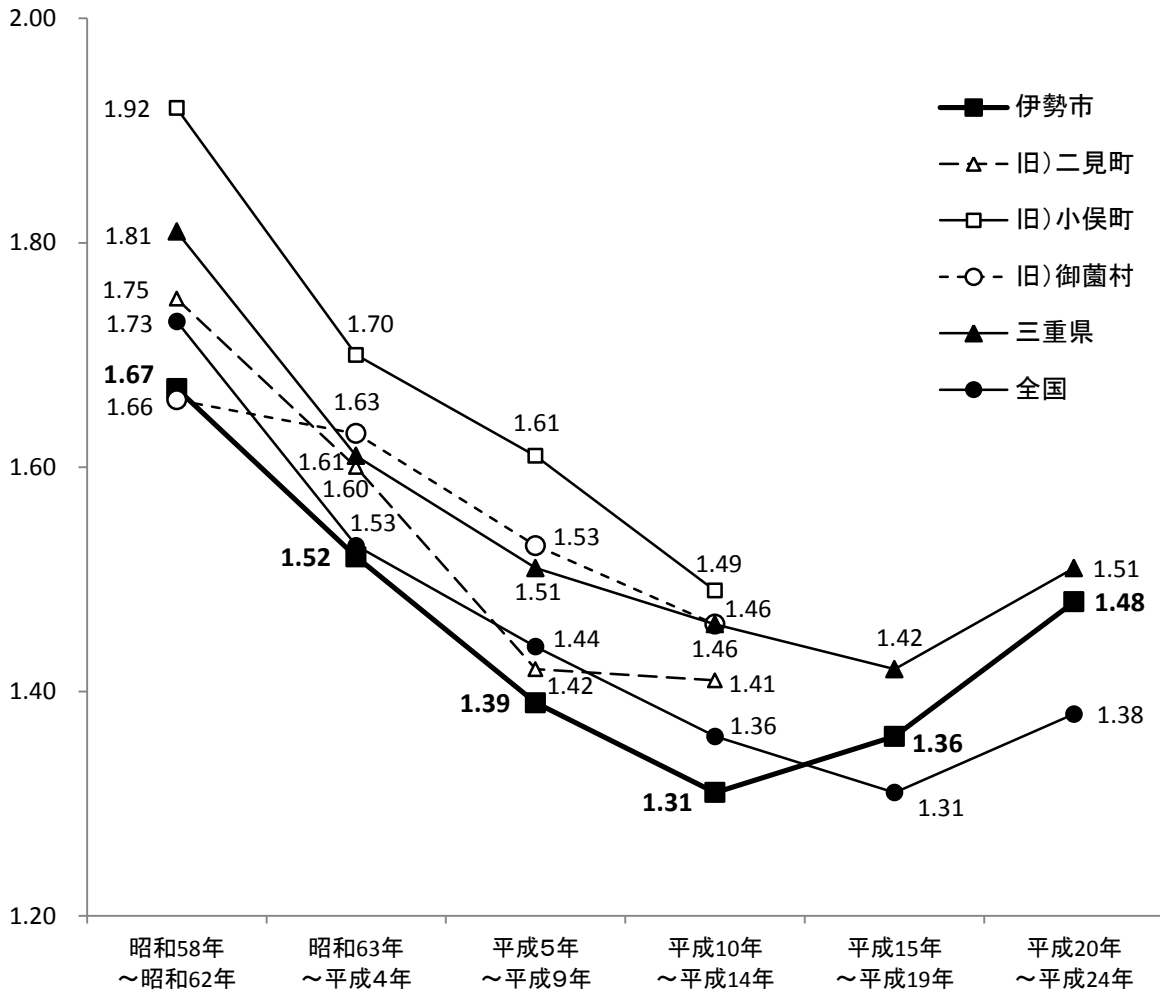


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生等の状況

- 合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、「平成10～14年」を境に上昇し、平成20～平成24年は1.48となったものの、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



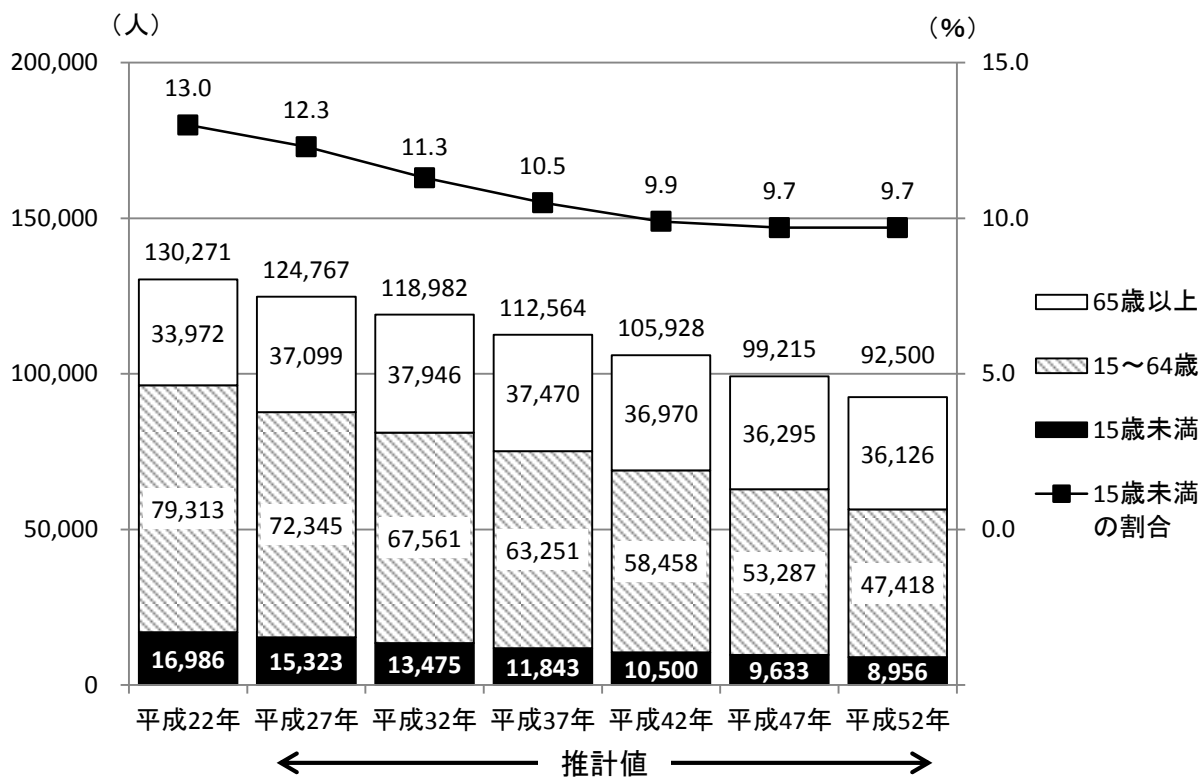
※「平成10年～平成14年」以前の伊勢市の値は旧伊勢市の率。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(3) 将来の人口推計

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成37年には、総人口が約112,500人となり、15年間（平成22年から37年）で約17,700人（約14%）減少すると推計されています。
- 15歳未満の人口（比率）は15年間で約5,100人（約30%）減少すると見込まれます。

■年齢3区分別の人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

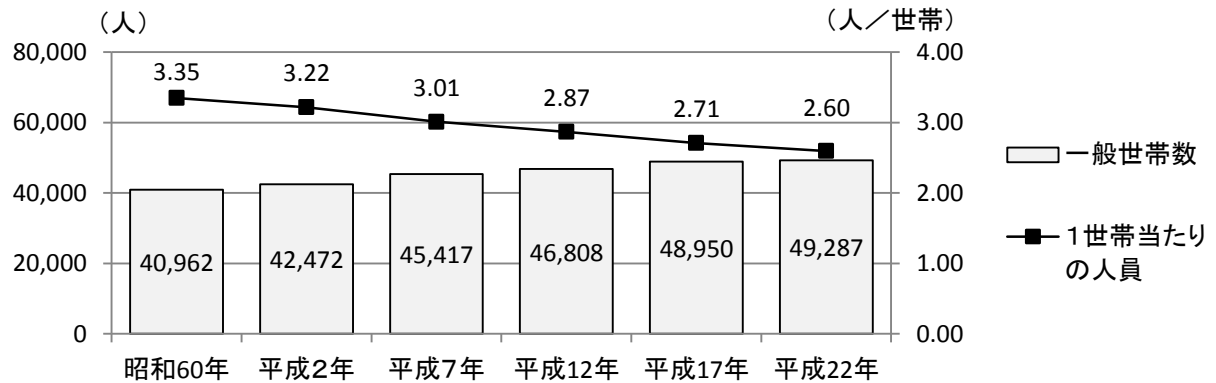
1-2 世帯等の状況

(1) 世帯の状況

① 一般世帯数の推移

- 一般世帯総数は増加し続けており、昭和60年から平成22年までの25年間で約8,000世帯増加しています。
- 「1世帯当たりの人員」は減少を続けており、平成12年に3.00人/世帯を下回り、平成22年には2.60人/世帯となっています。

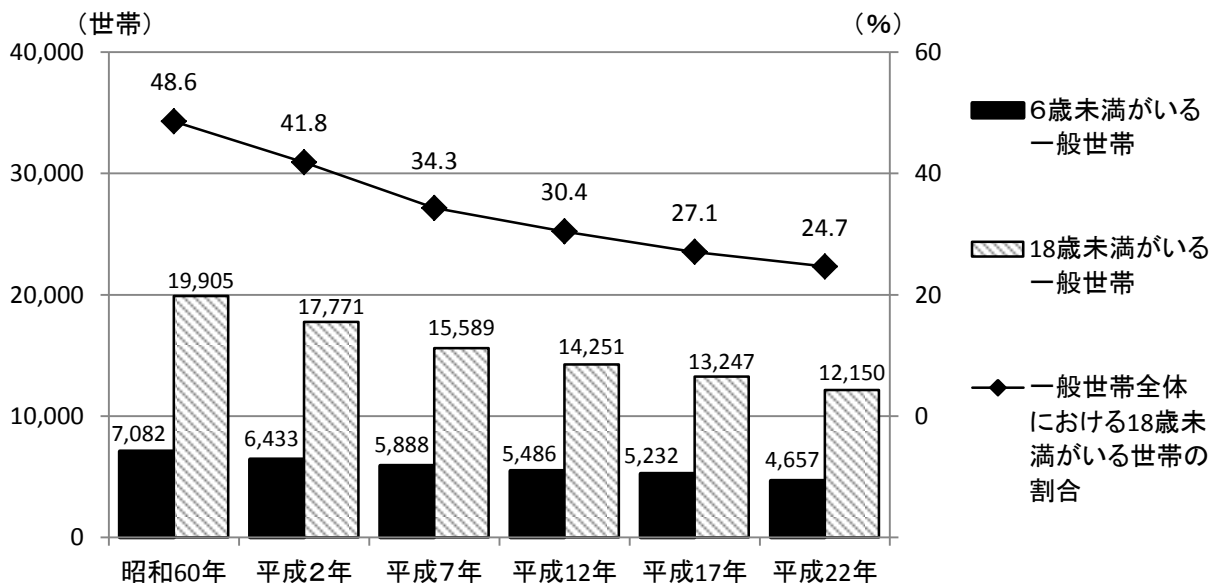
■一般世帯数と平均世帯人員の推移



② 18歳未満がいる一般世帯数の推移

- 18歳未満がいる一般世帯についてみると、平成22年現在、「6歳未満がいる一般世帯」は約4,700世帯、「18歳未満がいる一般世帯」は約12,000世帯と、ともに減少しています。
- 一般世帯全体における「18歳未満がいる一般世帯」の割合は、昭和60年で48.6%でしたが、平成22年は24.7%と低下しています。

■18歳未満がいる一般世帯数(割合)の推移



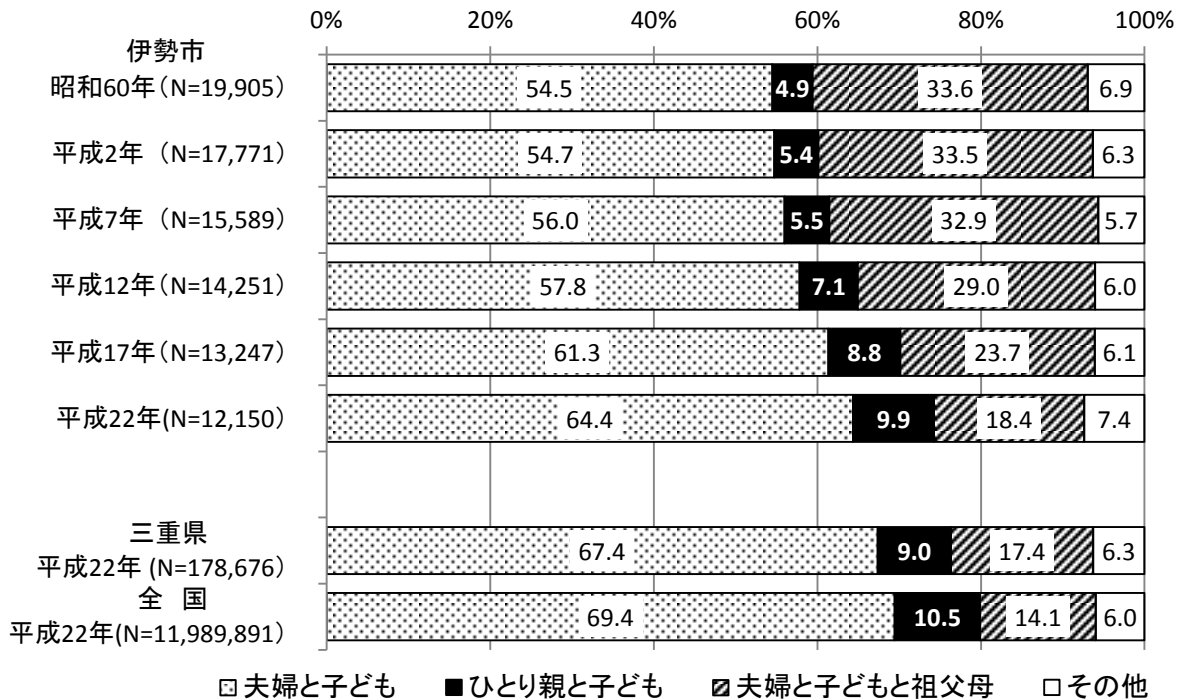
※18歳未満がいる一般世帯:6歳未満がいる一般世帯を含む。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

③ 世帯類型の推移

- 18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子ども」の割合が上昇しています。
- 「ひとり親と子ども」の割合は上昇傾向にあり、平成22年は9.9%と、全国平均よりも低いものの、三重県平均より高い割合です。

■世帯類型(18歳未満がいる一般世帯)



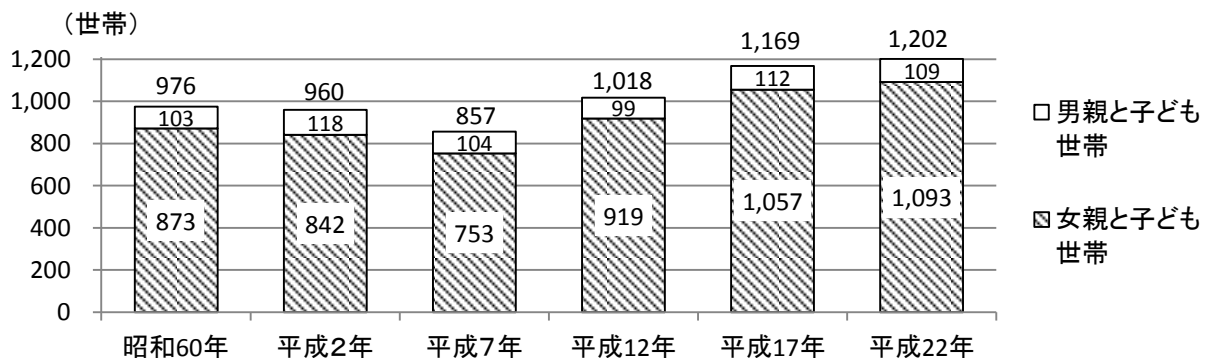
※「ひとり親と子ども」世帯:「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

④ ひとり親と子ども世帯の状況

- ひとり親と子ども世帯(18歳未満がいる一般世帯)の世帯数は、平成7年以降増加傾向にあり、平成22年は「男親と子ども世帯」が109世帯、「女親と子ども世帯」が1,093世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯(18歳未満がいる一般世帯)の推移



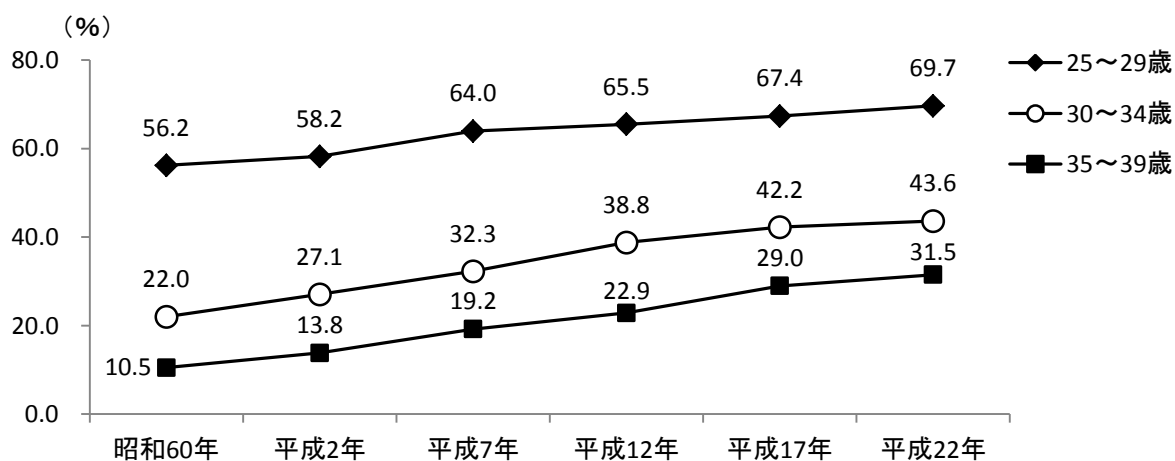
※男親(女親)と子ども世帯:18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯含む。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

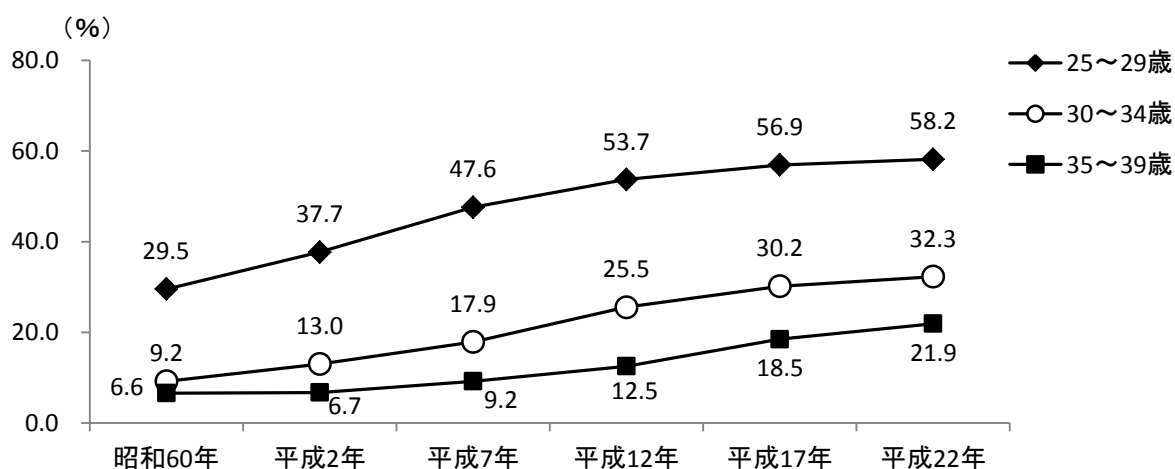
(2) 未婚の状況

- 少子化をもたらす背景の一つに晩婚・非婚化があげられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別にみると、昭和60年では男性が10.5%、女性が6.6%でしたが、平成22年には男性が31.5%、女性が21.9%となっています。

■未婚率の推移 男性(25～39歳)



■未婚率の推移 女性(25～39歳)

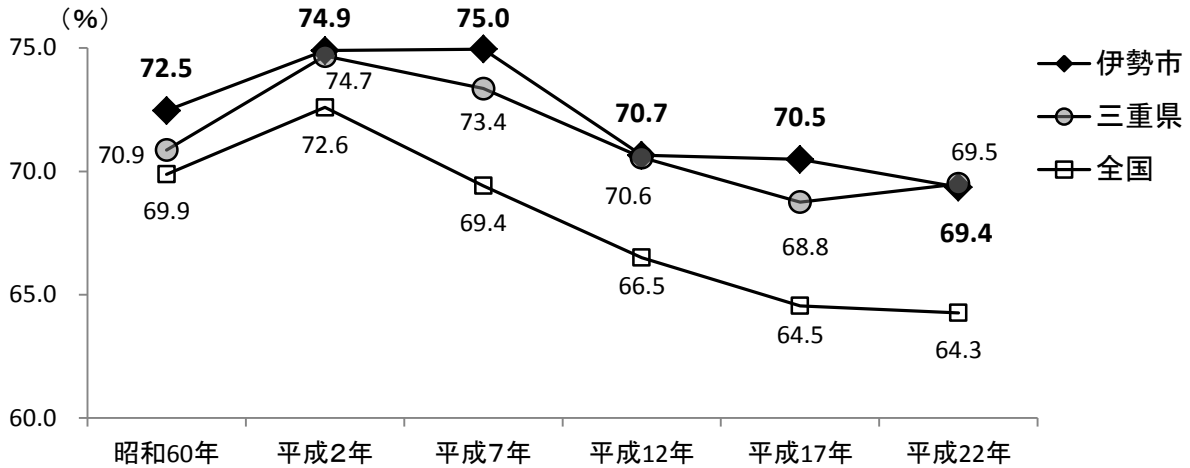


資料:国勢調査(各年10月1日現在)

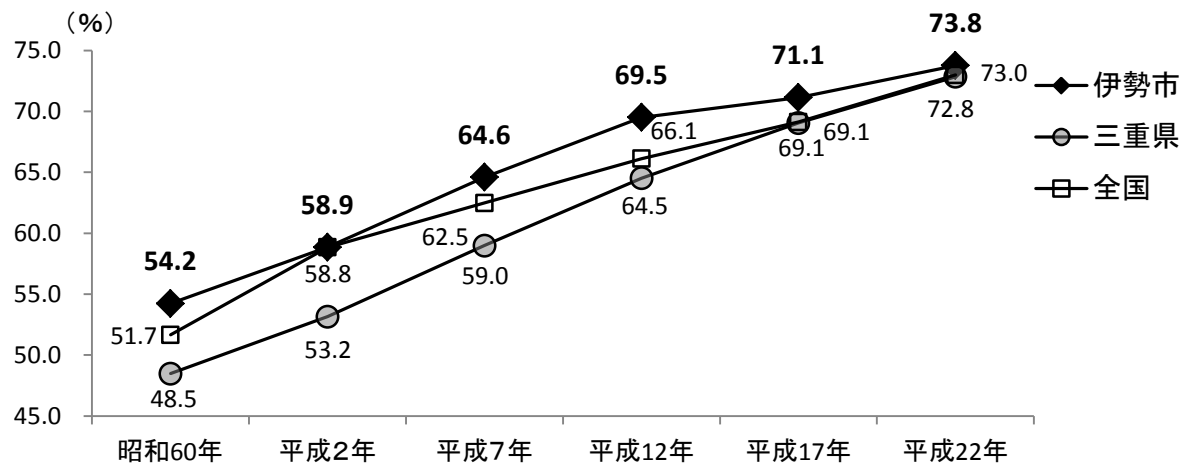
1-3 就労状況

- 女性の就業率の推移をみると、25～29歳、30～34歳は上昇傾向にある一方で、20～24歳は低下傾向にあります。
- 全国、三重県平均と比較すると、25～29歳、30～34歳は本市の方が高い割合となっていますが、20～24歳は三重県より0.1ポイント低くなっています。

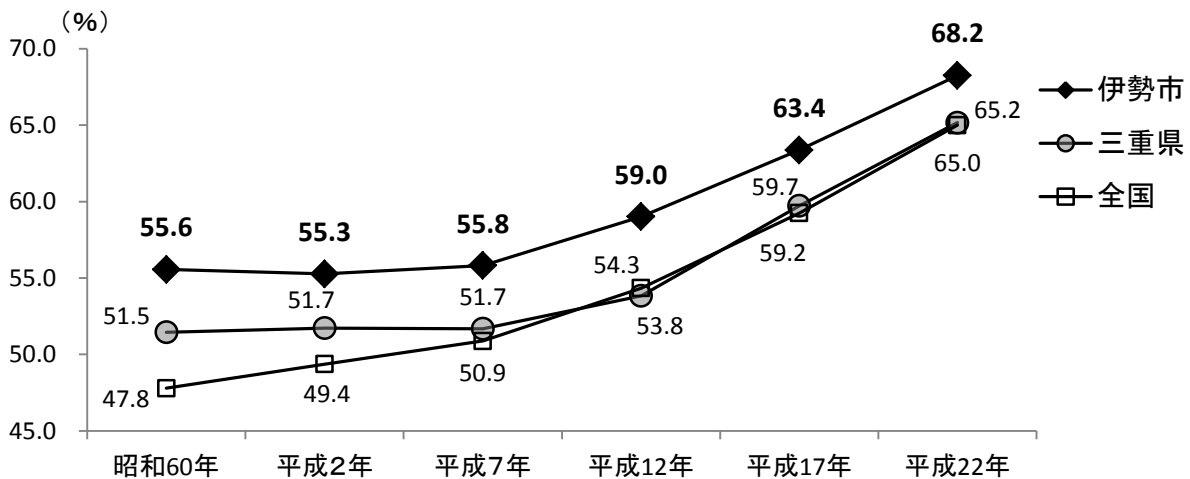
■女性就業率(20～24歳)



■女性就業率(25～29歳)



■女性就業率(30～34歳)



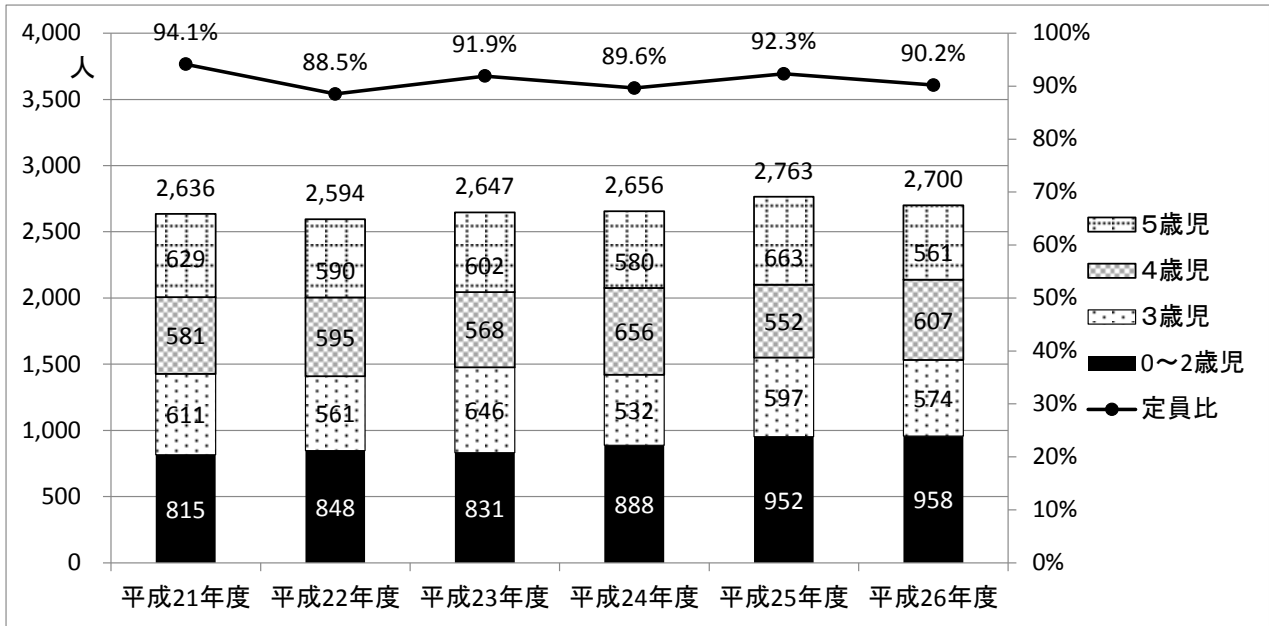
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

2 子ども・子育て支援事業の現状

2-1 子ども・子育て支援事業(教育・保育サービス)の利用の現況

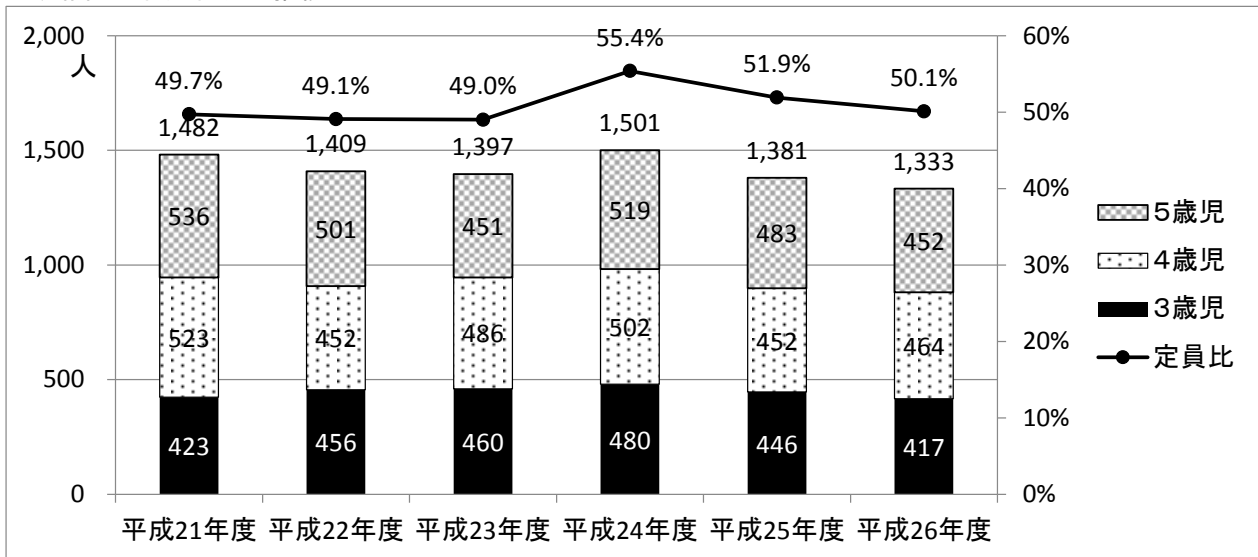
- ・ 保育所の利用者数は、2,700人前後で推移し、定員に対する比率は90%前後で推移しています。
- ・ 幼稚園の利用者数は減少傾向にあり、定員に対する比率は50%前後で推移しています。

■ 保育所の利用状況の推移



※各年5月1日現在

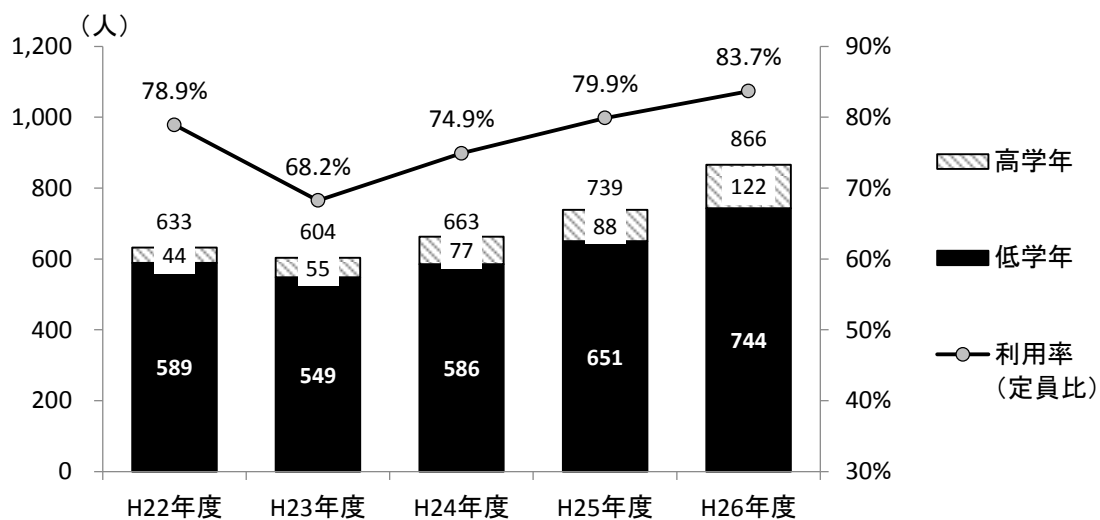
■ 幼稚園の利用状況の推移



※各年5月1日現在

- 放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、平成 26 年は前年比 127 人増の 866 人、定員に対する比率は 83.7%となっています。

■放課後児童クラブの利用状況の推移



2-2 次世代育成支援行動計画(後期計画)の取り組み状況

(1) 特定事業などの目標の達成状況

		後期行動計画	
		目標事業量 (平成 26 年度)	達成状況 (平成 25 年度)
通常保育事業	3歳児未満	890人	1,073人
	3歳児以上	1,930人	1,920人
延長保育事業		10か所	9か所
休日保育事業		4か所	2か所
病児・病後児保育事業		1か所	1か所
放課後児童健全育成事業		830人	925人
		22か所	22か所
地域子育て支援拠点事業		7か所	5か所
一時預かり事業		4か所	4か所
ショートステイ事業		3施設	3施設
ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所
放課後子ども教室		50講座	125講座

通常保育事業

家庭で子どもの保育にあたる者が、就労・疾病・看護などの理由により保育できない場合に、その子どもを保育所において保育する事業です。

延長保育事業

11 時間を超えて保育所を開所し、長時間の保育ニーズに対応する事業です。

休日保育事業

保育所に入所している子どもで、保護者が日曜・祝日の勤務などの理由により家庭で保育できない場合に保育所で子どもを預かる事業です。

病児・病後児保育事業

病中・病後の子どもを一時的に小児科併設施設などにおいて預かり、子育てと仕事などの両立をサポートする事業です。

放課後児童健全育成事業

保護者が就労している家庭などの小学生を対象として、放課後における遊びや生活の場を確保して健全な育成を図る事業です。

地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感などを緩和し、子どもが健やかに育つように、子育て家庭の交流の場の提供や、子育てに関する講座の開催、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを行う子育て支援拠点施設です。

一時預かり事業

保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れなどの理由により、保育所を利用していない子どもの保育が困難になった時に、一時的に子どもを預かる事業です。

ショートステイ事業

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭や育児不安などにより、家庭において養育を受けることが困難となった子どもを一時的に児童養護施設などにおいて預かる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

子育てを助けてほしい人の要望に応じて、子育ての手伝いができる人を紹介し、一時的に子どもを預かる事業です。

放課後子ども教室

保護者の就労の有無にかかわらず、学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の協力を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みをする事業です。

(2) 方針別達成状況

項目		1. 達成	2. ほぼ達成	3. 未達成	4. 見直し	計
基本方針	I 妊産婦への支援	6	6	—	—	12
		50.0%	50.0%	—	—	100.0%
	II 乳幼児期の支援	42	35	9	3	89
		47.2%	39.3%	10.1%	3.4%	100.0%
	III 学童期の支援	12	31	1	1	45
		26.7%	68.9%	2.2%	2.2%	100.0%
IV 思春期の支援	14	16	1	—	31	
	45.2%	51.6%	3.2%	—	100.0%	
V 子育てを支える環境づくり	13	11	4	—	28	
	46.4%	39.3%	14.3%	—	100.0%	
行動計画	家庭が取り組むこと	7	21	4	—	32
		21.9%	65.6%	12.5%	—	100.0%
	公共(市)が取り組むこと	59	59	4	3	125
		47.2%	47.2%	3.2%	2.4%	100.0%
	地域が取り組むこと	21	19	7	1	48
		43.8%	39.6%	14.6%	2.1%	100.0%
重点・一般	重点施策	1	6	2	—	9
		11.1%	66.7%	22.2%	—	100.0%
	一般施策	86	93	13	4	196
		43.9%	47.4%	6.6%	2.0%	100.0%
総計	87	99	15	4	205	
	42.4%	48.3%	7.3%	2.0%	100.0%	

※計画終期は平成26年度。達成状況は平成25年度。

※1事業について2つ以上の課で担当している場合には、担当課数でカウント。

(3) 成果指標による評価

■計画全体の評価指標

評価項目		後期行動計画	
		目標 (平成 26 年度)	達成状況 (平成 25 年度)
①子育てに関して不安や負担を感じる人の割合	就学前保護者	50.0%より低い	40.0% (達成見込み)
	小学生保護者	57.1%より低い	50.9% (達成見込み)
②希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができたと感じる人の割合	就学前保護者	35.6%より高い	44.9% (達成見込み)
③子育てに関する悩みや不安の相談相手がない人の割合	就学前保護者	0.6%より低い	1.5% (未達成見込み)
	小学生保護者	0.0%を維持	3.4% (未達成見込み)
④仕事と子育ての両立を図るように努めている人の割合	就学前保護者	38.2%より高い	37.7% (未達成見込み)
	小学生保護者	44.3%より高い	43.0% (未達成見込み)

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

1-1 基本理念

子どもは、生まれながらに無限の可能性をもち、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

子育ての出発点は家庭であり、子育ては親が担う重要な役割であるという認識のもと、地域全体で子どもの成長を見守り、子育てを助け合い、親と子どもが地域の人々とふれあいながら、子どもが安心して学び遊ぶことができる社会をめざします。

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。

また、少子化の流れを変えるためにも、子どもを産みやすい環境づくりを進めると同時に、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる社会をめざし、家庭と地域と社会が手をつないで子どもを育むまちづくりを進めます。

本計画では、伊勢市次世代育成支援行動計画〈後期〉の以下の基本理念を引き継ぐものとしています。

「家庭と地域と社会が

手をつないで子どもを育むまちづくり」



1-2 基本的な視点

◆子どもの育ちの視点

子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの権利が保障され、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子どもが次代を担い、次代の親となるために心豊かな人間性を育み、自立して家庭を築くことができるよう子ども自らが育つ力を大切にする取り組みを進めます。

◆親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、親や家族の温かい愛情の中で子どもを育てることが必要です。また、子育てを通して、親自身も成長していきます。親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努め、親としての自覚と責任を高め、愛情ある子育てが次代に継承されるように、公的な支援だけでなく、地域の支え合い、見守りの力を活用し、親の子育てを支援します。

◆地域での支え合いの視点

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。子育てにおいて最も重要な役割を果たすのは家庭という認識のもとに、行政、地域、事業所などがそれぞれ子育て家庭を支える担い手となり、地域をあげての子育て支援を進めます。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、子どもの健やかな成長の観点からも重要なことです。こうしたことをそれぞれの家庭の問題としてとらえるのではなく、行政、地域、事業所などがそれぞれ連携して取り組みを進めます。

◆全ての子どもと家庭への支援の視点

子どもは家族のかけがえのない存在として、また、これからの社会を担う力として、全ての子どもと家庭への支援が必要です。

子育ての孤立化や虐待、障がいなど、子どもと家庭を取り巻く広範な課題に対して、様々な取り組みを進めます。

1-3 基本方針

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画と、法制度は大きく変わったものの、子どもや子育て家庭を支援する基本的な方針に変わりはないことから、次世代育成支援行動計画の基本方針を引き継ぐものとします。

I. 妊産婦への支援

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。

妊産婦への支援については、妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

II. 乳幼児期の支援

幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎として重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

乳幼児期については、多様な子育てサービスの提供や地域の子育て支援体制の強化を図ります。

III 学童期の支援

学童期は、学校教育やスポーツなどの地域活動を通じて強い心と体をつくるだけでなく、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや暴力事件、不登校の急増など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。

学童期については、家庭教育の充実とともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進します。また、子どもの自主的な活動を育成支援するなど、地域をあげて子どもの健全育成活動を推進します。

IV 思春期の支援

思春期は、家族への愛情を理解するとともに、しっかりとした自らの職業観をもつなど、次代の親として自立していくために重要な時期です。また、健全な父性・母性を育むための保健対策も重要です。

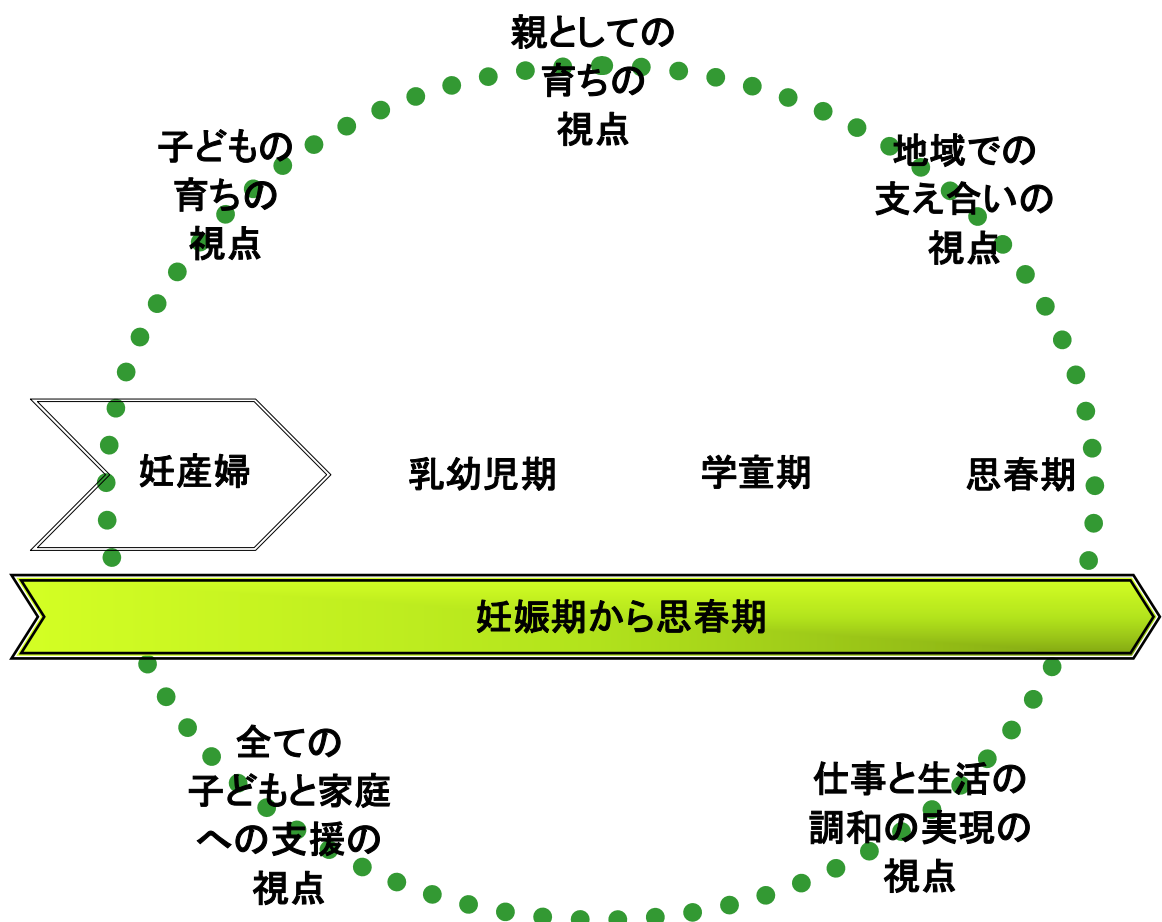
思春期については、家庭・学校・地域が協働し、保健・福祉の連携のもと、結婚や子育てを積極的にとらえる価値観の醸成に向けた教育を推進し、次代の親となるための基礎づくりを支援します。

V 妊娠期から思春期を通しての支援

職業生活と家庭生活との両立を推進し、ワーク・ライフ・バランスを社会全体の運動として広げていくよう家庭、地域、事業所などに対し普及啓発し、子育てを支える環境づくりを整備します。

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。また、ひとり親や子どもの特性に応じた切れ目のない支援が重要です。

妊娠期から思春期を通しての支援は、職業生活と家庭生活との両立に関する意識啓発を充実させます。また、家庭の状況や子どもの特性にあわせて適切な支援を行っていきます。



2 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
I 妊産婦への支援	(1)妊産婦の健康管理・健康づくり	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実 妊産婦の健康づくりへの協力 妊産婦訪問指導 不妊不育治療の支援の充実
II 乳幼児期の支援	(1)幼児期の学校教育・保育の充実	幼児教育の質の向上 保育所における保育の充実 幼稚園・保育所の認定こども園化の検討 事業所内保育所の設置などの検討 保育料の適正化
	(2)多様な保育サービスの提供	一時保育事業(預かり事業)の充実 延長・休日保育の充実 病児・病後児保育の充実 ファミリー・サポート・センター事業の充実
	(3)幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園と保育所、小学校との連携強化
	(4)乳幼児の健康管理の支援	新生児訪問指導の充実 乳幼児の健康教室 乳幼児訪問指導
	(5)子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援	子育てサークルの育成・支援 子育て支援センターの充実 乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上 乳幼児の事故予防 園庭開放の活用
III 学童期の支援	(1)学童期の子ども放課後の居場所の確保	放課後児童クラブ事業の充実 放課後子ども教室の充実 児童センター事業の充実
	(2)学校教育の充実	地域と学校の連携強化 一人ひとりの個性と能力に応じた特色ある教育活動の推進 心の教育の推進 子どもの心のケアの充実
IV 思春期の支援	(1)思春期の子ども居場所づくり	中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供
	(2)次世代の親の育成	乳幼児とふれあう機会の充実

基本方針	基本施策	個別施策
V 妊娠期から思春期を通しての支援	(1)子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援	妊産婦に配慮した職場環境づくり 男性の家事や育児への参加啓発 育児休業の取得促進 男女がともに子育てや家事に取り組む意識づくり
	(2)要保護児童と家庭への支援	養育支援訪問事業 特別支援教育の推進 障がいのある子どもの教育・保育の充実 不登校対策の推進 障がいのある子どもと家庭への支援 児童虐待防止の支援の充実
	(3)ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭への自立支援 ひとり親家庭への経済的支援
	(4)地域で取り組む交通安全と防犯対策	地域の自主防犯意識の高揚 防犯環境の整備 交通安全の啓発活動の充実 犯罪情報の周知徹底
	(5)相談支援・情報提供の充実	利用者支援事業 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言活動の推進 子育て支援の取り組みの広報 電話相談の実施

3 重点施策

(1) 子育て支援センターの充実

全ての子育て家庭への支援活動、子育て相談、子育てサークルへの支援などを展開する子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の拡大を進めます。

(2) 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実

妊婦の健康を守り、安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査の受診率の向上に努めます。また、妊婦健康診査の結果、指導の必要があるハイリスク妊婦の健康管理ができるよう、医療機関との連携を強化します。

(3) 新生児訪問指導（赤ちゃん訪問）の充実

育児不安が大きい新生児期に、個々の家庭へ伺い、保健師などによる訪問指導を実施し、子育てを支援します。特に、子育ての負担を感じ、育児に戸惑っているなど継続的な関わりが必要な家庭には、継続的に支援します。

(4) ファミリー・サポート・センター事業の充実

多様なニーズに応えられるよう、ファミリー・サポート・センターの会員数の増大に努めるとともに、提供会員のスキルアップなどを進めます。

(5) 一時預かり事業（一時保育）などの充実

一時的に保育が必要となった子どもを保育所などにおいて預かるサービスを充実します。また、子育て支援短期利用事業（ショートステイ）の適切な提供に努めます。

(6) 延長・休日保育の充実

就労形態の多様化に対応するため、延長保育、休日保育の実施施設を拡大します。

(7) 放課後児童対策の充実

就労などにより日中、家庭に保護者がいない児童の安全確保、健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置拡大・充実をめざします。また、小学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進するため、放課後子ども教室の充実を図ります。

第4章 子ども・子育て施策の展開

I 妊産婦への支援

(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

【めざす姿】 安全な妊娠・出産のために、健診を進んで受けるとともに、正しい健康づくりの知識を妊産婦・家族が習得できるよう、医療機関や家族との連携を含めた保健事業が展開されている。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実	妊婦の健康を守り、安心して出産に臨めるよう、医療機関と連携し、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に必要性等を周知します。	妊婦健康診査受診率…100% 【確保策】 (妊婦健康診査) 第5章2-3 ③	健康課
妊産婦の健康づくりへの協力	妊産婦が安心・安全に妊娠・出産・育児ができるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦の健康づくりに関する指導・啓発を実施します。	母子健康手帳交付時の啓発数…935人	健康課
妊産婦訪問指導	妊婦健康診査の結果、指導の必要なハイリスク妊婦や若年など特定妊婦に対して、医療機関と連携し支援します。また、継続した支援が必要な妊産婦に対して、保健師等が訪問、相談を行います。		健康課
不妊不育治療の支援の充実	不妊不育治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊不育治療に要する費用の一部を助成します。また、県の不妊相談センターの紹介や医療機関と連携を図り不妊不育に関する相談に応じます。		健康課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

II 乳幼児期の支援

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

(2) 多様な保育サービスの提供

(3) 幼稚園・保育所・小学校との連携

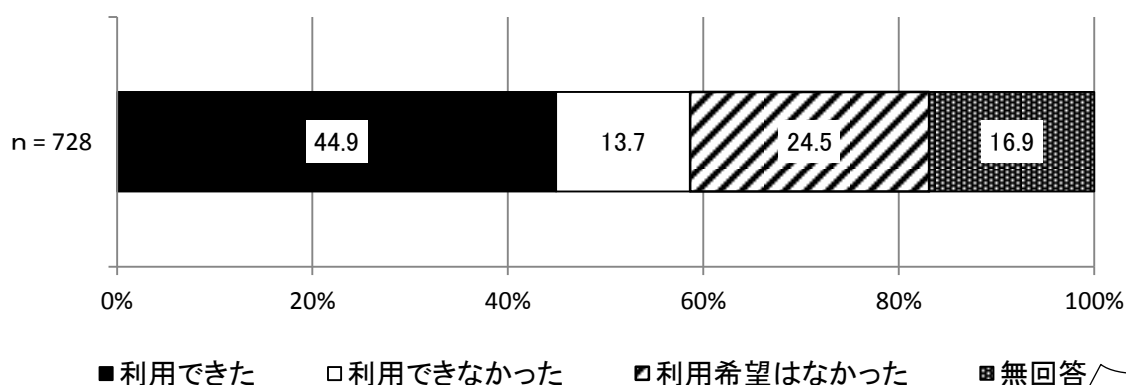
(4) 乳幼児の健康管理の支援

(5) 子育てに関する学習と仲間づくりの支援

幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎として重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

これらに対応するため、多様な子育てサービスの提供や地域の子育て支援体制の強化を図ります。

アンケート調査によると、これまでに、希望した時期に、希望した保育サービスを「利用できなかった」と回答している人が7人に1人程度みられることから、さらなる保育サービスの充実が必要です。



(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

【めざす姿】子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応できるよう、幼児期の学校教育・保育サービスが充実している。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
幼児教育の質の向上	<p>研修や他の幼稚園との交流を通じて、幼児教育関係者の資質の向上を図るとともに、幼児教育に対する地域の理解を深められるよう、情報提供や交流、教育成果の発表の場づくりなど開かれた園づくりを進めます。</p> <p>また、幼稚園教諭と保育士の合同研修の機会を設けます。</p>	幼稚園教諭・保育士対象の研修会への延べ参加者数…180人	学校教育課
		乳幼児教育専門講座開催…1回	教育研究所
保育所における保育の充実	<p>保育所における自己評価を推進するとともに、保育士などの資質・専門性向上のため、保育所内外の研修に積極的に取り組みます。</p>	研修参加延べ人数…1,100人	こども課
幼稚園・保育所の認定こども園化の検討	<p>既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて認定こども園化を検討します。また、私立施設の認定こども園化の意向を尊重し、認定こども園に関する情報提供や助言を適宜行うなどにより移行を支援していきます。</p>		こども課 学校教育課 教育総務課
事業所内保育所の設置などの検討	<p>育児・介護休業制度の取得や事業所内保育所の設置を関係機関と連携して事業主に対して周知します。</p>		商工労政課 こども課
保育料の適正化	<p>経済状況などを勘案し、多子世帯やひとり親世帯に配慮した保育料を設定します。</p>		こども課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

(2) 多様な保育サービスの提供

【めざす姿】子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、一時保育等の保育サービスが充実している。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
一時保育事業（預かり保育）の充実	<p>一時的に保育が必要となった子どもを保育所などにおいて預かるサービスを充実を図るとともに、保護者のニーズに応じるために、公立幼稚園の実情にあった預かり保育を実施します。</p> <p>また、一時的に児童の養育が困難になった家庭へ子育て支援短期利用事業（ショートステイ）の適切な提供を実施します。</p>	<p>一時保育実施箇所数 …5か所 公立幼稚園での預かり保育実施率…100%</p> <p>【確保策】 （一時預かり事業） 第5章2-3 ⑦ （子育て短期支援事業） 第5章2-3 ⑥</p>	こども課
			教育総務課
延長・休日保育の充実	延長保育、休日保育の実施施設を拡大します。	<p>延長保育実施箇所数 …11か所 休日保育実施箇所数 …4か所</p> <p>【確保策】 （延長保育事業） 第5章2-3 ⑧</p>	こども課
病児・病後児保育の充実	医療機関併設の施設において病児・病後児の預かりを実施するとともに、事業の周知を図ります。	<p>年間の延べ利用児童数 …1,030人</p> <p>【確保策】 （病児・病後児保育事業） 第5章2-3 ⑨</p>	こども課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	センターの会員数の増大に努めるとともに、多様な需要に応えられるよう提供会員のスキルアップを進めます。また、ひとり親家庭など、事情に応じて早朝・夜間・宿泊の受け入れに柔軟に対応していきます。	<p>会員数（提供・依頼・両方）…470人</p> <p>【確保策】 （子育て援助活動支援事業） 第5章2-3 ⑩</p>	こども課

(3) 幼稚園・保育所・小学校との連携

【めざす姿】保育所と幼稚園との連携が強化され、幼児期の学校教育が充実していると同時に、小学校との連携により切れ目のない支援が行われている。

個別施策・事業	取り組み内容計画	目標・指標	担当課
幼稚園と保育所、小学校との連携強化	就学前の教育・保育連絡協議会を中心とした幼稚園・保育所・小学校の連携強化を図り、途切れのない支援を行います。また、幼稚園と小学校の交流の場の充実に努めます。		学校教育課
			こども課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

(4) 乳幼児の健康管理の支援

【めざす姿】子どもの健康を維持し、正しい生活習慣が身についている。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
新生児訪問指導の充実	育児不安が大きい新生児期に、個々の家庭へ伺い、保健師などの専門職による訪問指導を実施し、子育てを支援します。特に、子育ての負担を感じ、育児に戸惑っているなど継続的な関わりが必要な家庭には、継続的に支援します。	対象者数…915人 【確保策】 (乳児家庭全戸訪問事業) 第5章2-3 ④	健康課
乳幼児の健康教室	子育て支援センターにおいて、子育てに関する各種講座を開催します。	講座受講者数…10,000人	こども課
	子どもの病気や健康に関する正しい知識を普及します。また、要請に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による育児教室を開催します。	乳幼児の健康教室実施回数…14回	健康課
乳幼児訪問指導	健康診査の結果、継続観察が必要な子ども、未受診者などへは、保健師が家庭訪問を実施します。		健康課

(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援

【めざす姿】乳幼児期の子どもの健康や子育てに関する学習の機会等を通じて、仲間づくりができています。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
子育てサークルの育成・支援	地域子育て支援センターや各地域の保育所が主体となって、仲間づくりができる子育てサークルの立ち上げや運営の支援を行います。	子育て支援センターで支援を受けているサークル数…14団体	こども課
子育て支援センターの充実	子どもを連れて集まり子育てに関する相談や仲間づくりが行える場として、子育て支援センターの充実を図ります。また、未設置地域への新設を検討します。	子育て支援センター設置箇所数…7か所 【確保策】 (地域子育て支援拠点事業) 第5章2-3 ②	こども課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

個別施策 ・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上	乳幼児期の家庭での教育の重要性を認識し、より良い親のあり方について、幼稚園・保育所や子育て支援センター、伊勢市生涯学習センター等における育児教室・相談などの機会を通じて、親としての意識を高めます。		社会教育課 学校教育課 こども課
乳幼児の事故予防	乳幼児期の健診や教室など、あらゆる機会において年齢に応じた具体的な事故予防対策についての学習機会を提供します。		健康課
園庭開放の活用	幼稚園・保育所の開所時間を利用した園庭開放を活用して、親同士の仲間づくりを推進します。		学校教育課 こども課

表中の「目標・指標」は平成 31 年度末の状況です。

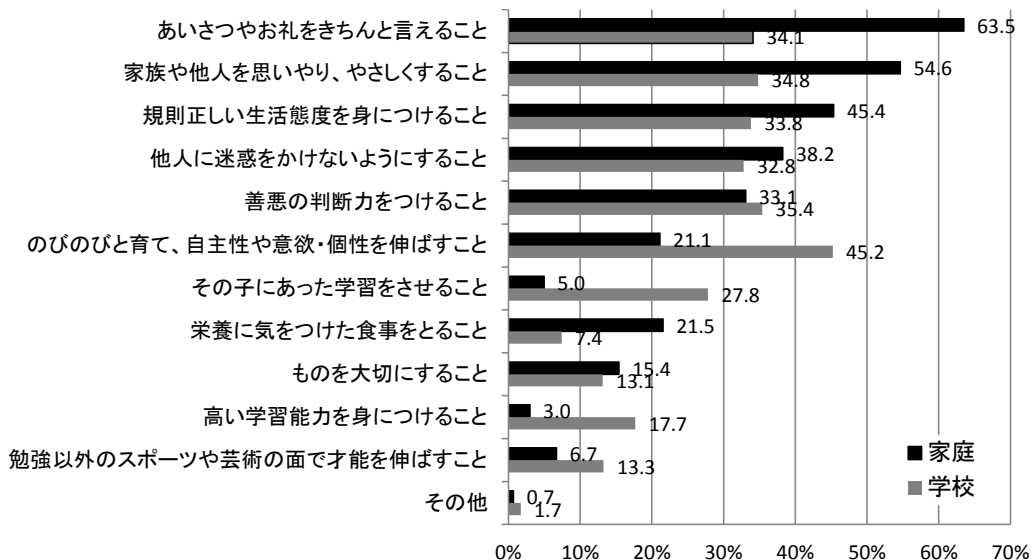
Ⅲ 学童期の支援

(1) 学童期の子ども放課後の居場所の確保

(2) 学校教育の充実

学童期は、学校教育やスポーツなどの地域活動を通じて強い心と体をつくるだけでなく、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや暴力事件、不登校の急増など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。家庭教育の充実とともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進します。また、子どもの自主的な活動を育成支援するなど、地域をあげて子どもの健全育成活動を推進します。

アンケート結果によると、子育てにおいて家庭で大切にしていることとして、「あいさつやお礼をきちんとと言えること」「家族や他人を思いやり、やさしくすること」の割合が高く、学校で大切にしてほしいことは、「のびのびと育て、自主性や意欲・個性を伸ばすこと」の割合が高くなっています。



(1) 学童期の子どもの放課後の居場所の確保

【めざす姿】全ての児童が、放課後や休日等に安心・安全に活動できる場がある。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
放課後児童クラブ事業の充実	放課後に保護者のいない家庭の小学生を対象とする放課後児童クラブ事業の充実を図ります。また、未設置学区の設置を促進するとともに、民設クラブの安定運営を図るための助成を行います。	放課後児童クラブ設置箇所数…27か所(※2) 【確保策】 (放課後児童健全育成事業)第5章2-3 ⑩	こども課
放課後子ども教室の充実	学校統廃合に関する情報を共有するとともに各小学校等と学校施設の活用について調整を行い、小学校の余裕教室や公共施設などを活用します。また、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営等に関わる実務者と連携を図り、地域の方々の参画を得ながら、放課後子ども教室の充実及び計画的な実施を行います。(※2)	講座数 …60講座	社会教育課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型による事業実施(※1)	一体型事業の実施に係る立地要件を調査・把握した上で小学校施設を活用し、一体型事業の実施に係る地域への説明と協力依頼を行い、地域の方々の参画を得ながらモデル地区として事業を実施します。(※2)	1小学校区	社会教育課 こども課
児童センター事業の充実	既存の児童センターについて、児童の関心の高いイベントを取り入れるなど内容の充実を図ります。また、地域住民や地域の各種団体の協力を得たイベントの開催など、地域と連携した施設づくりを進めます。		こども課

(※1)…平成28年2月19日追加 (※2)…平成29年6月21日変更

(2) 学校教育の充実

【めざす姿】子どもが学校生活や地域活動を通じて、個性豊かに「生きる力」を伸ばす環境が整っている。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
地域と学校の連携強化	地域と学校が相互理解を深め、支援し合えるよう学校開放デーを計画したり、学校運営に関する学校評議員からの意見を聞いたり、保護者アンケートの結果を公表したりするなど、開かれた学校づくりに努めます。また、学校自己評価の結果を踏まえて、保護者、学校評議員、地域住民、その他学校関係者などで構成された委員会等が行う学校関係者評価を一層進めます。	学校関係者評価の実施率 …90% 学校関係者評価の公表率 …90%	学校教育課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

個別施策 ・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
一人ひとりの個性と能力に応じた特色ある教育活動の推進	地域とのふれあい活動、自然や環境に関する活動、文化体験の活動、ボランティア活動など、地域の協力を得ながら創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。また、少人数指導や習熟の程度に応じた指導など、個に応じたきめ細かな指導を推進します。	教育支援ボランティア実施率…100%	学校教育課
心の教育の推進	道徳や人権学習の時間だけでなく、教科や特別活動の時間を含めたあらゆる教育活動を通じて、地域と連携した体験活動を取り入れるなど、「心の教育」を推進します。	教育講演会…2回 教職員研修講座…19回 乳幼児教育専門講座…1回 出前講座『情報モラル教育等』開催…24回	教育研究所
子どもの心のケアの充実	いじめや非行、犯罪、児童虐待等による子どもの精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもやその保護者に対するカウンセリングや相談など、学校と関係機関が連携し、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。	スクールサポート事業・教育相談員（コンサルタント）、臨床心理士による支援	教育研究所
		子ども家庭支援ネットワークを通じた関係機関との連携、子どもやその保護者に対する相談支援	こども課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

IV 思春期の支援

(1) 思春期の子どもの居場所づくり

(2) 次世代の親の育成

思春期は、家族への愛情を理解するとともに、しっかりとした自らの職業観をもつなど、次代の親として自立していくために重要な時期です。また、健全な父性・母性を育むための保健対策も重要です。家庭、学校、地域が協働し、保健、福祉の連携のもと、結婚や子育てを積極的にとらえる価値観の醸成に向けた教育を推進し、次代の親となるための基礎づくりを支援します。

(1) 思春期の子どもの居場所づくり

【めざす姿】放課後などに自主的に活動できる居場所が身近な地域にある。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供	地域の児童館等における青少年の受け入れと活動支援を推進するとともに、世代間交流や各種イベントを通じて、青少年が活動できる場を提供します。		社会教育課 こども課

(2) 次世代の親の育成

【めざす姿】将来親世代となる子どもたちに家庭の大切さや子どもを産み育てる喜びを学校や地域で伝え、学ぶ機会がある。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
乳幼児とふれあう機会の充実	中学生・高校生の時期に子どもや家庭の大切さの理解を促進できるよう、保育実習や職場体験活動において、幼稚園や保育所への訪問など乳幼児とふれあう機会の提供を推進します。	幼稚園・保育所において職場体験した中学生の割合…20% (※)	学校教育課

(※)…平成 29 年 6 月 21 日変更

表中の「目標・指標」は平成 31 年度末の状況です。

V 妊娠期から思春期を通しての支援

(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

(2) 要保護児童と家庭への支援

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

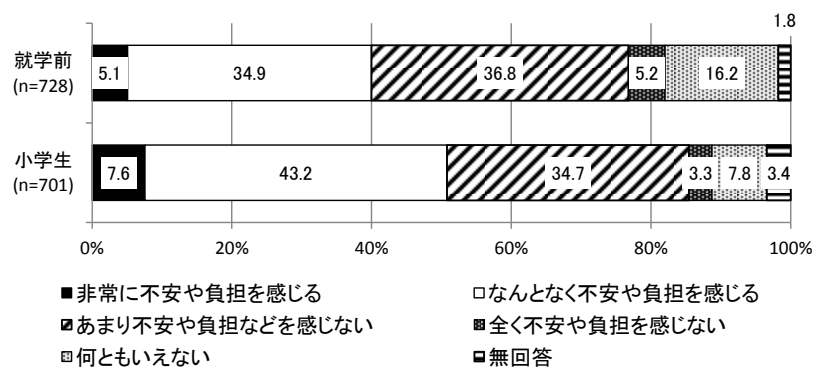
(4) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

(5) 相談支援・情報提供の充実

職業生活と家庭生活との両立を推進し、ワーク・ライフ・バランスを社会全体の運動として広げていくよう家庭、地域、事業所などに対し普及啓発し、子育てを支える環境づくりを整備します。子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。また、ひとり親や子どもの特性に応じた切れ目のない適切な支援も行っていきます。

子育てに不安や負担を感じる（「非常に」又は「なんとなく」）割合は、就学前保護者の4割、小学生保護者の5割となっています。

これらの割合が少しでも少なくなるように、相談支援を含め、総合的な子育て支援策のさらなる充実が必要です。



(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

【めざす姿】 母親の育児の負担を軽減し、家族をあげての子育て意識を醸成する。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
妊産婦に配慮した職場環境づくり	事業主が、妊産婦の健康状態に十分に配慮し、休憩時間の取り方への配慮や作業の制限、休業など、医療機関と連携するなどの適切な対応の啓発に努めます。	一般事業主行動計画策定企業数…85 事業所	こども課
男性の家事や育児への参加啓発	男性の家事や子育てへの理解と参加を啓発します。子育て支援センターにおける父親を対象とした講座を実施します。	男性の家事や育児への参加を啓発する事業への参加人数…40 人	市民交流課
		子育て支援センターにおける父親対象講座実施回数…7回	こども課
育児休業の取得促進	男女ともに子育てのために一定期間仕事を休業できる育児休業の取得を促進するために、関係機関と連携して事業主や市民等への啓発に努めます。		商工労政課 市民交流課
男女がともに子育てや家事に取り組む意識づくり	母親だけに育児や家事の負担がかからないよう、父親と母親が協力して行う意識を社会全体に広げるため、各方面への啓発に努めます。特に子育て中の男性が育児、家事に参加できるよう、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの意識づくりを進めることを、事業主や従業員双方に情報提供を行います。		市民交流課

表中の「目標・指標」は平成 31 年度末の状況です。

(2) 要保護児童と家庭への支援

【めざす姿】 関係機関の連携により、障がいのある子どもの健全育成支援や、虐待防止の取り組みが充実している。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、関係機関と連携をとりながら育児支援を行います。	養育支援訪問家庭数 …30件 【確保策】 (養育支援訪問事業) 第5章2-3 ⑤	健康課
特別支援教育の推進	小・中学校において、障がいのある子どもを受け入れる施設設備や個に応じた支援が必要な児童・生徒のための特別支援教育の充実に努めるとともに、巡回相談員を派遣し、特別な支援の必要な子どもに対してその支援方法等の助言を行います。	希望する公立・私立幼稚園、公立・私立保育所で行う巡回相談の回数 …3回	学校教育課
障がいのある子どもの教育・保育の充実	障がいのある子どもが幼稚園や保育所で障がいのない子どもたちと同様に教育・保育サービスを受けられるよう、医療、保健、福祉の各関係機関が連携し、設備や器具の整備の充実や教員の加配、支援員の配置など、受け入れ状況に応じた教育・保育の環境整備を推進します。	おおぞら児童園における心理療法実施回数 …12回	こども課 教育総務課
不登校対策の推進	不登校など家に閉じこもりがちな子どもに対して適切な対応を図れるよう、教育支援センターNESTを中心に、不登校の要因や支援方法の研究、不登校の子どもに対する相談や家庭訪問、専門家によるカウンセリング及びスポーツなど体験活動を通じた心のケア、保護者に対する啓発活動など、総合的な対策を実施します。	不登校問題事例研究会 …2回 ホッとLine NEST …3回	教育研究所
障がいのある子どもと家庭への支援	障がいのある子どもをもつ家族や障がいのある子どもの発達を支援するとともに、保護者が安心して子育てができるよう個別相談の実施や保護者同士のネットワークづくりを進めます。また、障害児相談支援や障害児通所支援の提供体制を確保するとともに、障がいのある子どもを介護する家族の一時的な休息を図るため、日中一時支援事業の充実に努めます。		健康課 高齢・障がい福祉課 こども課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

個別施策 ・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
児童虐待防止 の支援の充実	児童虐待の発生を防止するために、家庭訪問などを通じて、保護者への支援を行います。また、関係機関と連携を図り、ケースに応じて家庭相談員や保健師による家庭訪問を実施し、児童虐待の未然防止を図るとともに、伊勢市子ども家庭支援ネットワークを構成する各関係機関と連携し、虐待の進行防止や家族の養育機能の再生・強化を図ります。		こども課 健康課

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

【めざす姿】ひとり親家庭への支援が充実している。

個別施策 ・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
ひとり親家庭 への自立支援	経済状況などを勘案し、多子世帯やひとり親世帯に配慮した保育料を設定します。また、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等に対する相談と情報提供の体制を充実します。	自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練給付金支給件数…20件	こども課
ひとり親家庭 への経済的 支援	ひとり親家庭への経済的な支援をするため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成など、経済的支援を行います。		こども課 医療保険課

(4) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

【めざす姿】地域で自主的に防犯や交通安全対策に取り組んでいる。

個別施策 ・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
地域の自主防 犯意識の高揚	地域住民に対して、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため地域安全活動を行う自治会に交付金を交付します。	新規の防犯組織数 …10件 防犯モデル地区指定数 …10か所	危機管理課
防犯環境の 整備	各自治会が実施する暗い路地など危険な箇所への防犯灯の設置への支援や、子どもがいつでも助けを求められる『子どもを守る所』などの周知などを推進します。また、小・中学生への防犯笛などの配布や、郵便局などとの連携により防犯環境の整備を図ります。	防犯灯新規設置数 …500灯 「子どもを守る所」の各 小学校区での設置率… 100%	危機管理課 学校教育課

表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
交通安全の啓発活動の充実	地域の交通安全意識を啓発するため、毎月11日の「交通安全の日」を中心に、関係機関が参加し、交通安全の街頭指導を行うなどの活動を充実します。		交通政策課
犯罪情報の周知徹底	警察署などからの犯罪情報を関係機関などへ迅速に提供し、犯罪情報の周知を図ります。		危機管理課

(5) 相談支援・情報提供の充実

【めざす姿】子育て支援の取り組みを広く市民に周知し、また、必要な人に適切なサービス利用をつなげる支援体制が整っている。

個別施策・事業	取り組み内容	目標・指標	担当課
利用者支援事業	利用者支援の強化のため、平成27年度からの新規事業で、子育て支援センターきらら館において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。	利用者支援事業実施箇所数…1か所 【確保策】 (地域子育て支援拠点事業) 第5章2-3 ①	こども課
民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言活動の推進	子育ての悩みや育児不安を解消し、子どもが健全に育成されるよう、地域の中で民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言などの活動を推進するとともに、関係機関との情報共有や連携に努めます。	民生委員・児童委員、主任児童委員による子どもに関する相談支援件数…5,000件 主任児童委員による市内小中学校訪問件数…全校 母子健康手帳交付者への周知率…100%	福祉総務課 健康課
子育て支援の取り組みの広報	様々な子育て支援策の活用を進め、家庭での子育て支援を図るために、ホームページ・広報いせ・保育だより・子育て支援センター機関紙等を活用し、各種子育て支援施策の広報に努めます。	市ホームページに掲載している子育て支援(子育て支援センター、児童手当、保育所)に関する記事へのアクセス数…15,000回	こども課
電話相談の実施	いつでも誰でも子どもの健康や育児に関する相談が受けられるよう、保健センターと大世古保育所を窓口とした電話相談を行います。		こども課

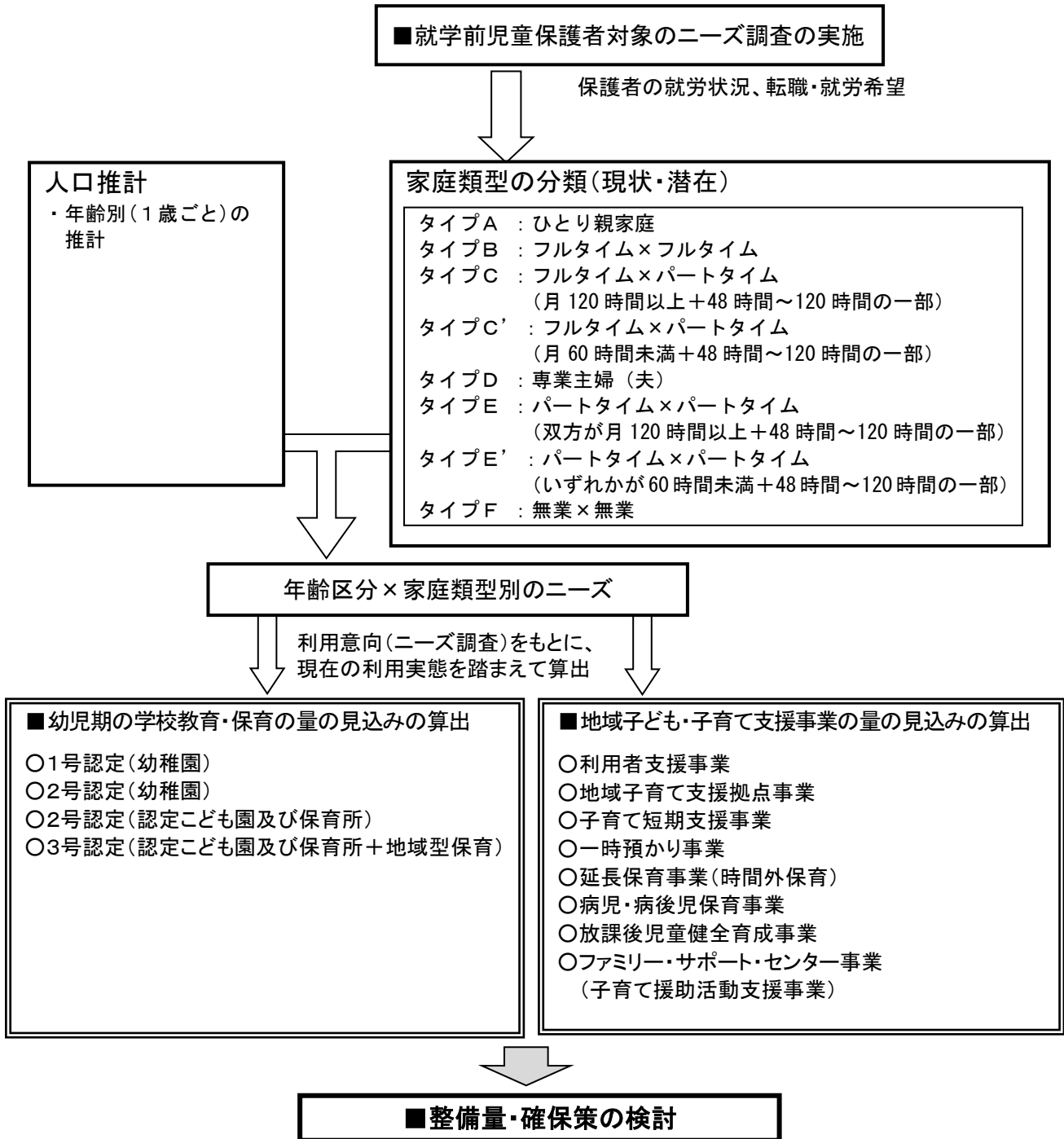
表中の「目標・指標」は平成31年度末の状況です。

第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく量の見込みと目標設定

1 将来人口の見通しと事業量推計

1-1 事業量推計の流れ

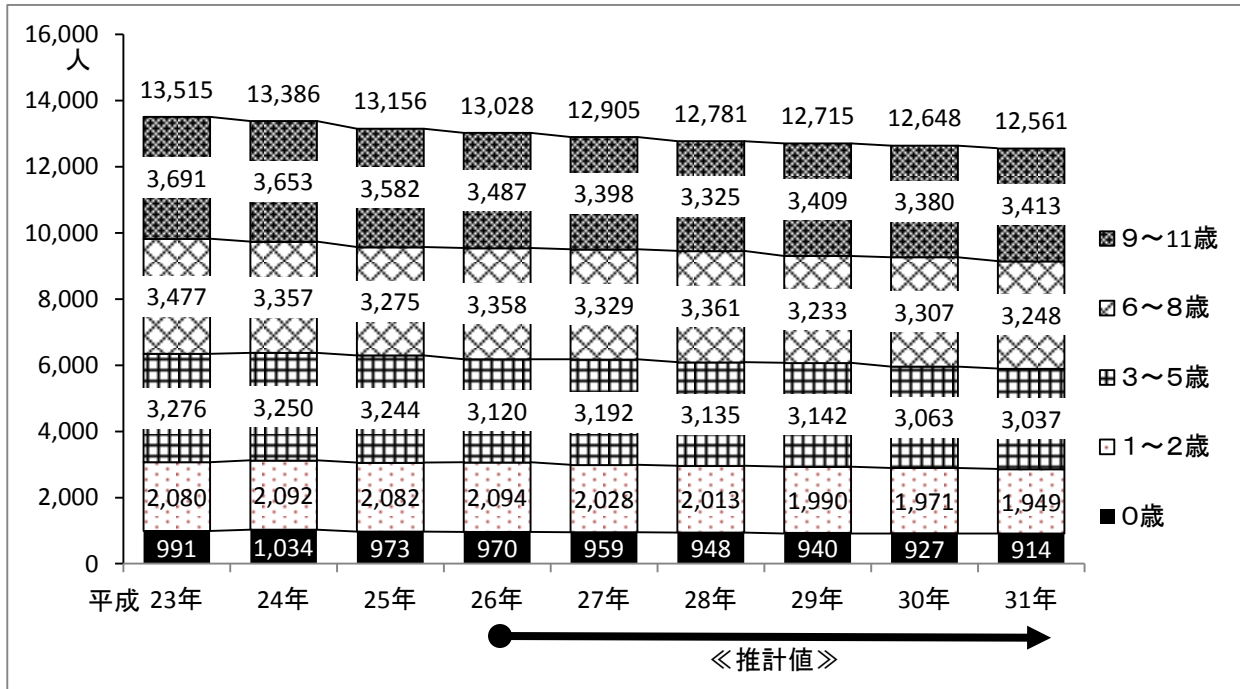
幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、平成25年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計します。



1-2 児童人口等の推計

(1) 児童人口の推計

平成20～25年の男女別1歳ごとの人口(各年4月1日現在の住民基本台帳人口)に基づき、平成26～31年の児童人口を推計しました。



(単位: 人)

年齢	計画期間の推計人口				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	959	948	940	927	914
1歳	990	979	968	960	946
2歳	1,038	1,034	1,022	1,011	1,003
3歳	1,079	1,017	1,014	1,002	991
4歳	1,014	1,086	1,023	1,020	1,008
5歳	1,099	1,032	1,105	1,041	1,038
6歳	1,050	1,117	1,049	1,123	1,059
7歳	1,181	1,055	1,122	1,054	1,128
8歳	1,097	1,189	1,063	1,131	1,061
9歳	1,102	1,107	1,200	1,072	1,140
10歳	1,116	1,100	1,108	1,201	1,072
11歳	1,181	1,117	1,102	1,108	1,201

※年齢別の推計人口は四捨五入して表記しているため、合計値と一致しない場合があります。

(2) 家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。

なお、潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

■家庭類型(比率)

家庭類型	現在				潜在			
		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳
タイプA	4.7%	1.9%	2.7%	6.2%	4.7%	1.9%	2.7%	6.2%
タイプB	29.5%	44.2%	30.6%	26.7%	32.8%	46.2%	33.9%	30.2%
タイプC	23.4%	7.7%	22.4%	26.4%	22.7%	9.6%	21.3%	25.5%
タイプC'	8.0%	1.9%	2.7%	11.7%	13.0%	7.7%	10.9%	15.0%
タイプD	33.9%	44.2%	40.4%	28.7%	26.4%	34.6%	30.1%	23.2%
タイプE	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.5%	0.0%
タイプE'	0.2%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.3%	0.0%	0.5%	0.3%	0.2%	0.0%	0.5%	0.0%

図表 1 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部) ・タイプD：専業主婦(夫) ・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部) ・タイプF：無業×無業 	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間～120時間の一部) ・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部) 	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
※ただし現在幼稚園利用	2 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

計画期間における量の見込みは以下のとおりとします。

※量の見込み等の数値は、1の位を「0」又は「5」で表記しています。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み(ニーズ量)

(単位:人)

区分	実数	推 計					
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
児童数 (0～5 歳)	6,299	6,185	6,100	6,075	5,965	5,905	
3～5 歳児	3,244	3,195	3,135	3,145	3,065	3,040	
0～2 歳児	3,055	2,990	2,965	2,930	2,900	2,865	
0 歳児	973	960	950	940	930	915	
1・2 歳児	2,082	2,030	2,015	1,990	1,970	1,950	
1号認定	幼稚園	1,381	1,190	1,160	1,155	1,115	1,095
2号認定	保育所	1,812	1,975	1,950	1,965	1,925	1,920
3号認定	0 歳児	108	115	115	120	120	125
	1・2 歳児	844	880	900	920	940	955
	計	952	995	1,015	1,040	1,060	1,080

区 分	対 象 者	利用サービス
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 地域型保育

2 量の見込みと確保策

2-1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

(2) 区域設定

教育・保育のサービスは、利用者が居住区域を越えて利用することができます。また、教育・保育提供区域は、需給調整の判断基準の単位となるものです。

本市においては、居住区域を越えて教育・保育施設等を利用されている実態もあることから、伊勢市全域をもって一つの区域とします。

2-2 幼児期の学校教育・保育給付

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育所	
3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園	
	幼稚園型認定こども園	
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

【確保策】

- ・ 児童数の減少に伴い、1号認定、2号認定の総数は減少傾向で推移すると想定されます。
- ・ 母親が就労する割合の増加が想定されることから、3号認定の増加を見込みます。また、2号認定は、1号認定よりも緩やかな減少を見込みます。
- ・ 本市では、地域によって教育・保育ニーズに違いがあり、1号及び2号認定の見込み量に対するサービスの提供は可能ですが、3号認定については希望する施設に入所できない児童が生じていることから、拡充していくこととします。

■3歳以上(1号認定・2号認定)

(単位:人)

区 分		計 画					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※2)	平成 31 年度 (※2)	
1号認定	幼稚園	1,190	1,160	1,155	909	878	
2号認定			180	175	175	170	170
	保育所	1,795	1,775	1,790	1,864	1,858	
	計	3,165	3,110	3,120	2,943	2,906	
確保方策							
1号認定 + 2号教育	特定教育・ 保育施設	認定こども園	300	315	325	482	542
		幼稚園	460	460	460	585	405
	確認を受けない幼稚園		1,580	1,580	1,580	560	560
	過不足		充足				→
2号認定	特定教育・ 保育施設	保育所	1,830	1,830	1,830	1,625	1,625
		認定こども園	225	225	225	557	671
	過不足		充足				→

■3歳未満(3号認定)

(単位:人)

区 分		計 画					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (※2)	平成 31 年度 (※2)	
3号認定	0歳児		115	115	120	144	155
	1・2歳児		880	900	920	973	987
	計		995	1,015	1,040	1,117	1,142
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育所	860	870	895	837	853
		認定こども園	145	145	145	285	354
	特定地域型保育事業		0	0	0	40	40
	過不足		充足				→
保育利用率(%) ※		33.6	34.3	35.5	42.4	45.3	

(※) 満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の利用率: 利用定員数(確保方策) ÷ 推計人口

(※2) ……平成 29 年 6 月 21 日変更

2-3 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業等
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 延長保育事業（時間外保育）
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑪ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 利用者支援事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等、利用者支援を強化するため、子育て支援センターきらら館において行います。

	実績	計画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策		1か所				

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターの利用は0～2歳が中心で、今後、出生数の減少が予想される中で、PRの強化等により、利用率の増加を見込み、平成27年度の見込み量（延べ利用者数）は、45,000人／年と想定します。

現在5か所の子育て支援センターがあり、見込み量に対応できる体制は整っていますが、地域の身近な場所で交流や育児相談ができるよう拠点としてさらなる充実を図るため、平成31年度までに新たに2か所で実施することとします。

		実績	計画				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （延べ利用者数）		43,822人	45,000人	47,000人	48,000人	49,000人	51,000人
確保方策	実施箇所数	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所	7か所
	過不足		充足				

③ 妊婦健康診査

平成27年度の対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は960人程度ですが、流産等を考慮して980人と設定し、微減で推移すると想定します。なお、受診は最大14回可能なため、年度を跨いだ受診者もいることから、受診者数は対象者数を上回ります。

妊婦健康診査は、県内の委託医療機関及び委託助産所で妊婦全員の実施体制が整っており、100%の実施をめざします。

		実績	計画				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（対象者数）		1,001人	980人	970人	960人	950人	935人
確保方策	確保量		全ての妊婦				
	過不足		充足				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

平成 27 年度の対象者数は出生数（960 人）と想定しますが、多胎児を考慮して訪問件数は 955 件とします。なお、全ての家庭への訪問体制は整っており、PR の強化等により、全戸の訪問をめざします。

		実績	計画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象者数	1,025 人	960 人	950 人	940 人	930 人	915 人
	訪問件数	976 件	955 件	945 件	935 件	925 件	910 件
確保方策	確保量	/	全ての家庭	→	→	→	→
	過不足		充足	→	→	→	→

⑤ 養育支援訪問事業等

家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会（伊勢市子ども家庭支援ネットワーク）の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

	実績	計画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策(訪問家庭数)	18 件	30 件	30 件	30 件	30 件	30 件

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

アンケート調査結果からの利用意向はありませんでしたが、一定の利用を見込み、提供体制を確保します。

	実績	計画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用者数)	0 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
確保方策(実施箇所数)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

⑦ 一時預かり事業

預かり保育（幼稚園における在園児を対象にした一時預かり）は、幼稚園（公立4園、私立9園）、認定こども園（公立1園、私立3園）で実施しており、現在、ニーズに対する不足はなく、今後も一定のニーズに対して対応可能です。

また、在園児以外（3歳未満の在宅児童）や登園日以外の一時的預かりは、急激な増加は想定しにくいことから、2,500人日程度を見込みます。見込み量に対応できる体制は整っていますが、時期や年齢により希望する日が集中するなど、必ずしもいつでも利用が可能な体制ではないこと、実施施設の地域バランスも考慮し、平成31年度までに新たに1園で実施することとします。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

		実績		計画			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用者数)		40,830人日	43,060人日	42,445人日	42,700人日	41,780人日	41,570人日
幼稚園 在園児	1号認定		7,880人日	7,895人日	8,065人日	8,015人日	8,095人日
	2号認定		35,180人日	34,550人日	34,635人日	33,765人日	33,475人日
確保量 (延べ利用者数)			43,000人日	43,000人日	43,000人日	43,000人日	43,000人日
確保 方策	実施 園数	公立	5園	5園	5園	5園	5園
		私立	12園	12園	12園	12園	12園
過不足			対応可能				→

■在園児以外（3歳未満の在宅児童）や登園日以外の利用

		実績		計画			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用者数)		2,538人日	2,550人日	2,540人日	2,530人日	2,515人日	2,550人日
確保 方策	確保量 (延べ利用者数)		2,500人日	2,500人日	2,500人日	2,500人日	2,500人日
		実施 園数	公立	3園	3園	3園	3園
私立	1園		1園	1園	1園	1園	1園
過不足			対応可能				→

⑧ 延長保育事業(時間外保育)

平成 27 年度の延長保育の利用見込み量（実人数）は 185人で、平成 25 年度の実績と同程度であり、ある程度のニーズの増加に対してもサービスを提供できる見込みですが、実施施設の地域バランスも考慮し、平成 31 年度までに新たに 2園で実施することとします。

			実績	計画				
			平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(実人数)			180 人	185 人	185 人	185 人	170 人	170 人
確保 方 策	実施 園数	公立	2 園	2 園	3 園	3 園	3 園	4 園
		私立	7 園	7 園	7 園	7 園	7 園	7 園
	過不足			充足				

⑨ 病児・病後児保育事業

アンケート調査では、ニーズが高いサービスです。一方、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答も多く、大幅な増加は想定しにくいことから、平成 25 年度実績よりもやや多い利用を見込みます。これらのニーズに対し、960 人日と不足していますが、病児・病後児保育は、定期的な利用ではなく、季節等の変動が大きいのも特徴であり、その時の状況にあわせて看護師等を配置するなどの体制は整っています。

			実績	計画				
			平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用者数)			971 人日	1,080 人日	1,065 人日	1,060 人日	1,040 人日	1,030 人日
確保 方 策	確保量 (延べ利用者数)			960 人日	960 人日	960 人日	960 人日	960 人日
	箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	過不足			対応可能				

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

近年の利用状況は600人台で推移していましたが、平成25年度に739人、平成26年度は800人台となっています。さらにニーズが高くなると想定される事業です。児童数は減少傾向にありますが、利用者数は増加を見込みます。

	実績(※)	計画					
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(※2)	平成31年度(※2)	
量の見込み	866人	890人	890人	870人	1,220人	1,200人	
低学年	744人	760人	760人	750人	990人	970人	
高学年	122人	130人	130人	120人	230人	230人	
確保方策	確保量(定員)		1,050人	1,050人	1,050人	1,240人	1,240人
	クラブ数	25か所	26か所	26か所	26か所	27か所	27か所
	過不足		充足				

(※)実績は平成26年4月現在

(※2)・・・平成29年6月21日変更

⑪ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

ニーズ調査では、小学生児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはありませんでした。一方、ファミリー・サポート・センターは、放課後の居場所だけでなく、就学前児童も含めて様々なニーズ(子どもの預かり)に対応できる事業でもあります。

平成27年度以降の量の見込みは、25年度の実績を踏まえ、年間延べ2,000~2,100人と設定し、その量に対して全て対応できるようにすることをめざします。そのためには、事業を支える提供会員についても増やしていく必要があります。

	実績	計画					
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み(延べ利用者数)	1,997人日	2,000人日	2,000人日	2,050人日	2,050人日	2,100人日	
確保方策	確保量(延べ利用者数)		2,020人日	2,020人日	2,070人日	2,070人日	2,120人日
	提供会員数	268人	280人	285人	290人	295人	280人
	依頼会員数	143人	150人	155人	160人	165人	170人
	両方会員数	12人	15人	15人	20人	20人	20人

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(1) 関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、本市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

2 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、「伊勢市子ども・子育て会議」において施策の実施状況等についての点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果(抜粋)

■調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に給付・事業を実施していきます。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、就学前又は就学児童の保護者の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

■調査の対象と配布・回収数

対象	配布数	回収数
①就学前児童の保護者	1,500 票	728 票 (48.5%)
②就学児童（小学校 1～6 年生）の保護者	1,500 票	701 票 (46.7%)
計	3,000 票	1,429 票 (47.6%)

■調査時期

平成 25 年 11 月

■調査の方法

郵送配布・回収

■調査結果の概要

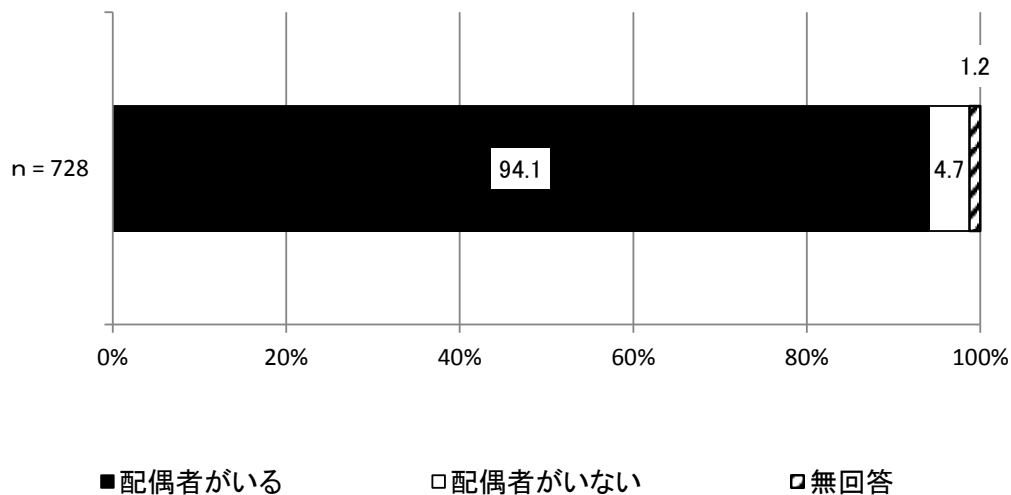
- ① n は、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。帯グラフはグラフの左端、棒グラフはグラフの表題に n の値を表記しています。
- ② 割合は、n に対する各回答数の百分率（%）です。小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位までを表記し、単数回答（1 人の回答者が 1 つの回答をする設問）では、100.0% とならない場合があります。
- ③ 1 人の回答者が 2 つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は 100.0% を超えています。

(1) 家族等の状況

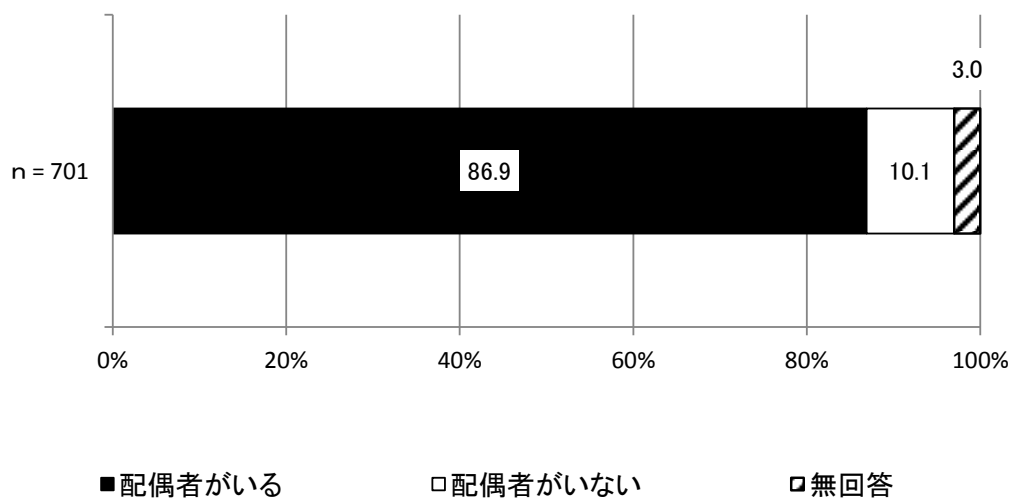
■ あなたには配偶者(夫又は妻)がいますか。

- ・「配偶者がいない」は、就学前で 4.7%、小学生で 10.1%となっています。

■ 配偶者の有無／就学前



■ 配偶者の有無／小学生

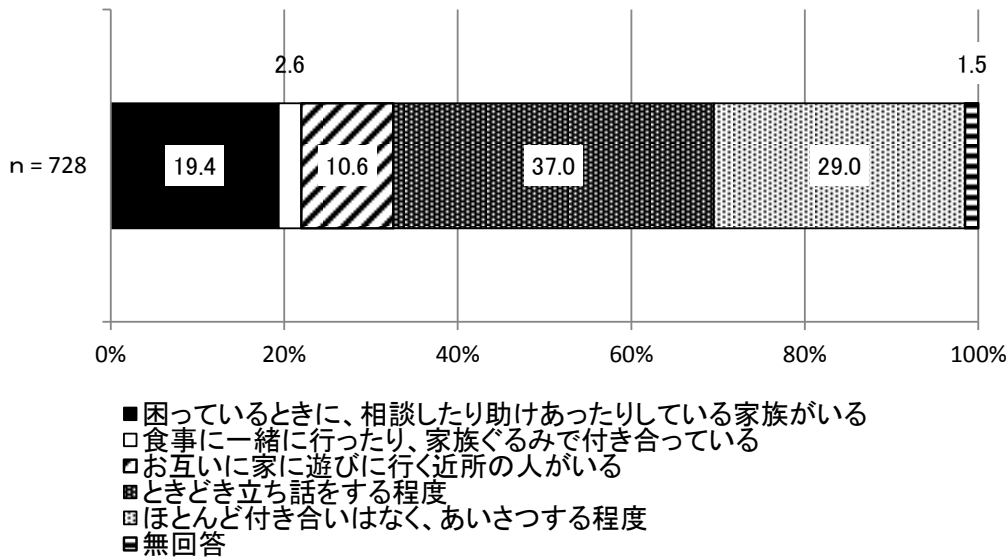


(2) 近所付き合い

■ となり近所とのお付き合いはどうか。

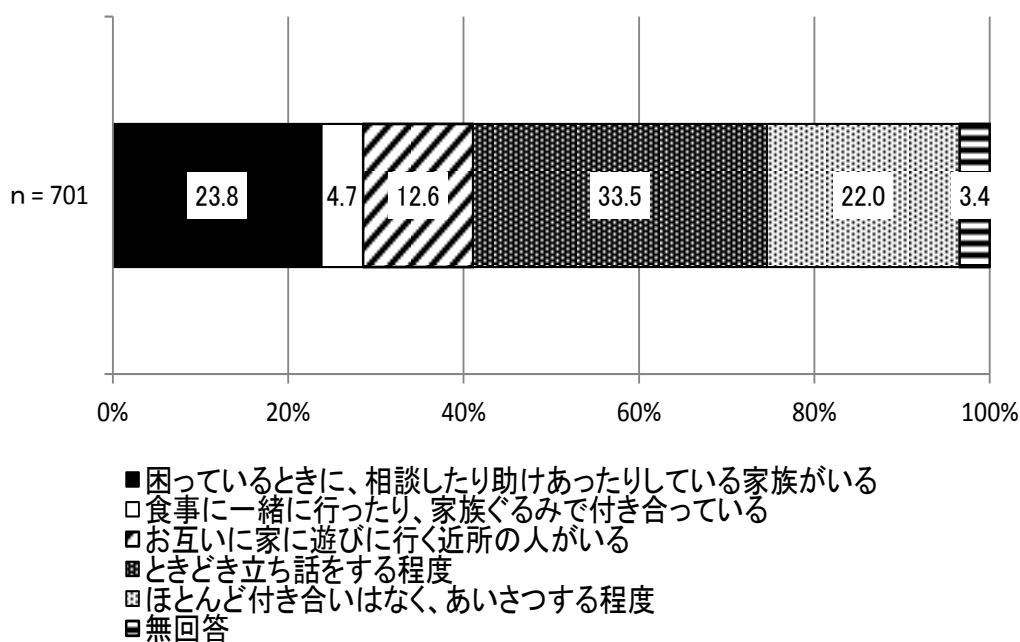
- ・就学前では、「ときどき立ち話をする程度」との回答が37.0%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはなく、あいさつする程度」が29.0%、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が19.4%と続いています。

■ 近所付き合いの程度／就学前



- ・小学生では、「ときどき立ち話をする程度」との回答が33.5%と最も高く、次いで「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が23.8%、「ほとんど付き合いはなく、あいさつする程度」が22.0%と続いています。

■ 近所付き合いの程度／小学生

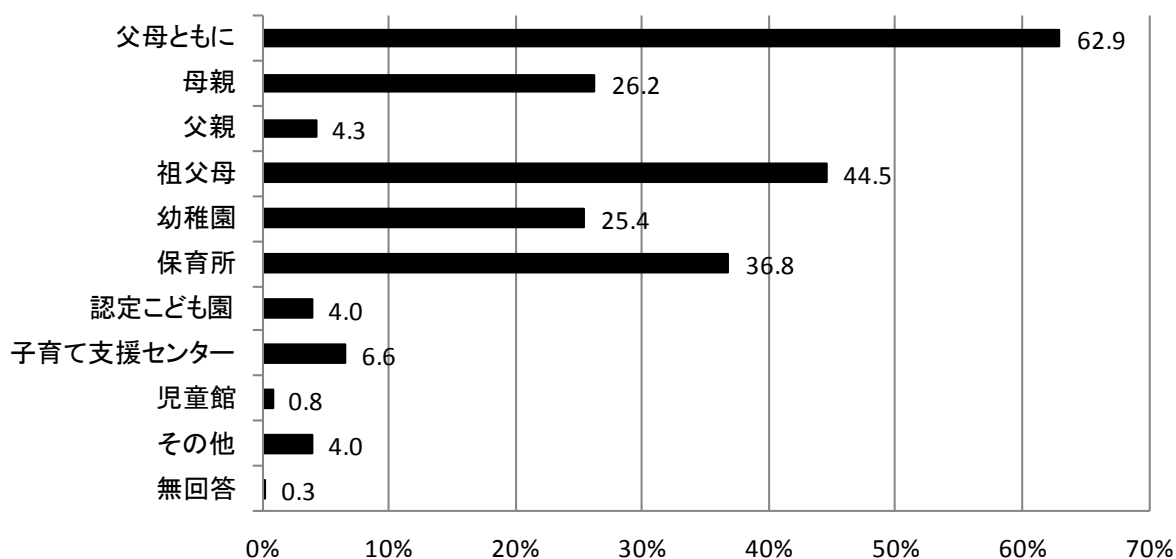


(3)子どもの育ちをめぐる環境について

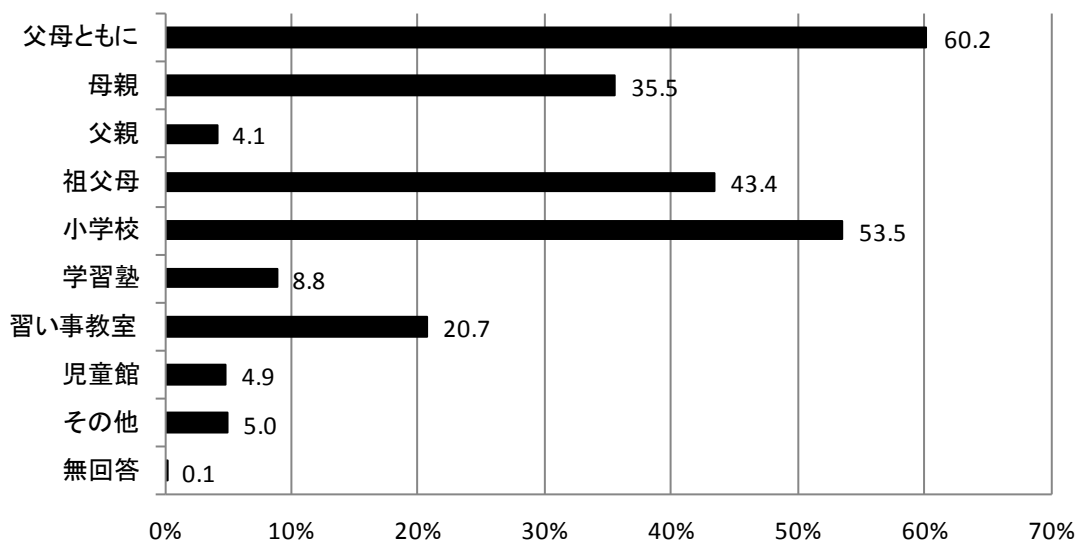
■ お子さんの子育てに日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。

- ・「父母ともに」の回答が最も高く、就学前で62.9%、小学生が60.2%となっています。
- ・次いで、就学前は「祖父母」が44.5%、「保育所」が36.8%と続いています。小学生は、「小学校」が53.5%、「祖父母」が43.4%と続いています。

■ 子育てに日常的に関わっている人・施設／就学前 (n=728)



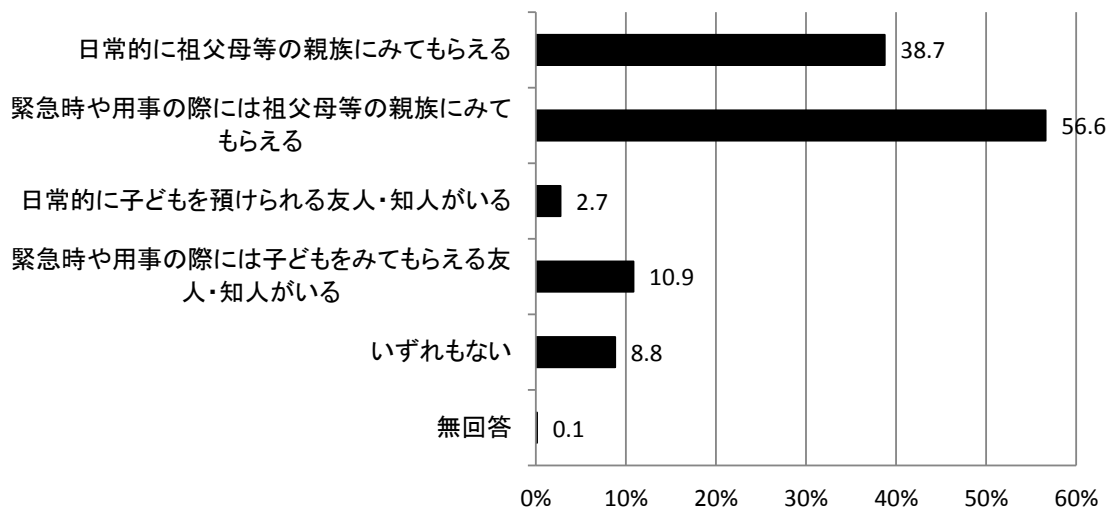
■ 子育てに日常的に関わっている人・施設／小学生 (n=701)



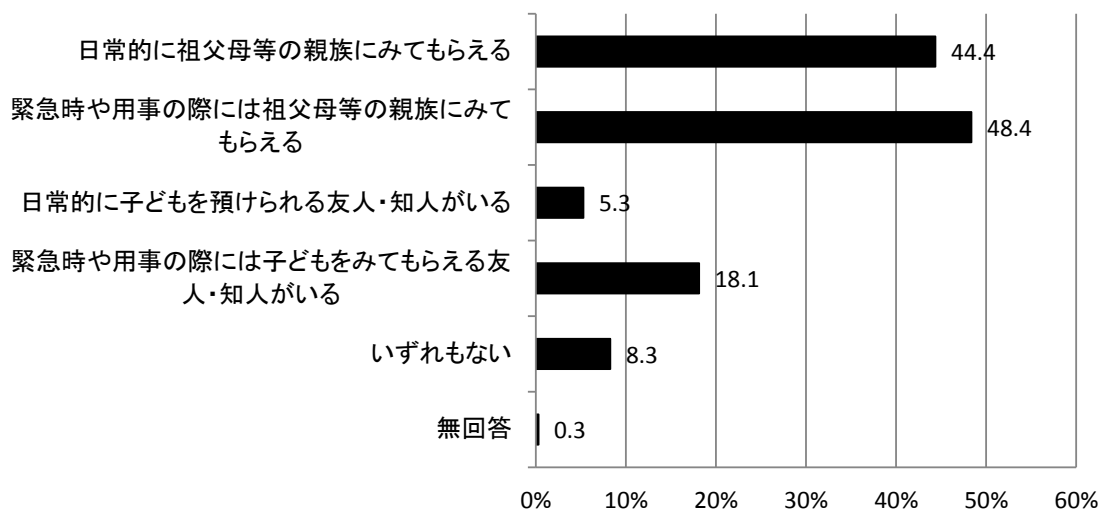
■ 日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。

- ・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が最も高く、就学前が56.6%、小学生が48.4%となっています。
- ・次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多く、就学前が38.7%、小学生が44.4%となっています。

■ 日頃子どもをみてもらえる人／就学前 (n=728)



■ 日頃子どもをみてもらえる人／小学生 (n=701)

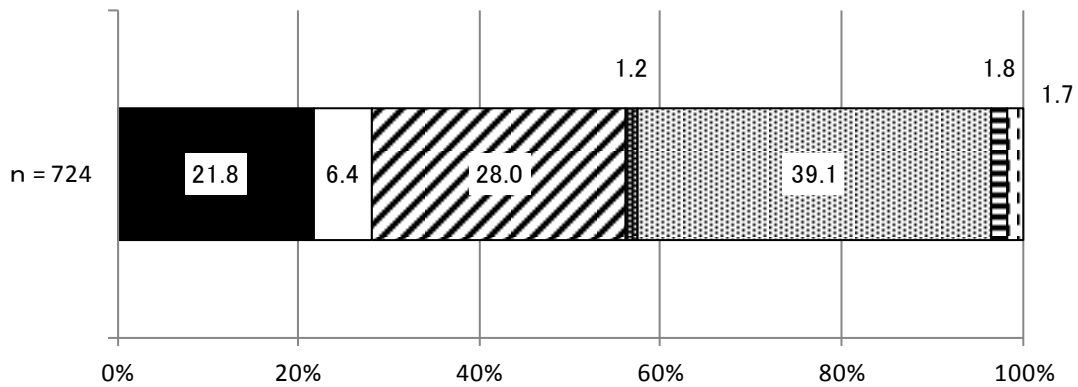


(4) 母親の就労状況

現在の就労状況を(自営、家業従事含む)お聞きします。

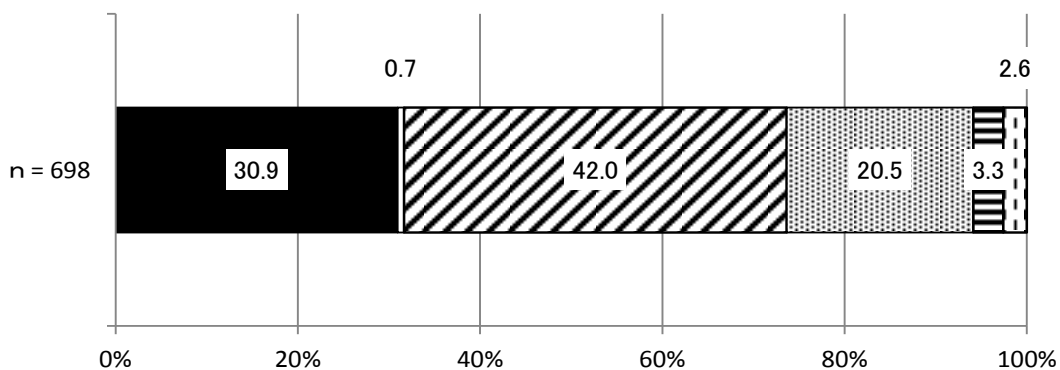
- ・就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」との回答が39.1%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等」が28.0%、「フルタイム」が21.8%と続いています。
- ・小学生では、「パートタイム、アルバイト等」との回答が42.0%と最も高く、次いで「フルタイム」が30.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.5%と続いています。

■ 母親の就労状況／就学前



- フルタイム
- フルタイムで、現在産休・育休・介護休暇中
- ▨パートタイム、アルバイト等
- ▩パートタイム、アルバイト等で、現在産休・育休・介護休暇中
- ▧以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▦これまでに就労したことがない

■ 母親の就労状況／小学生



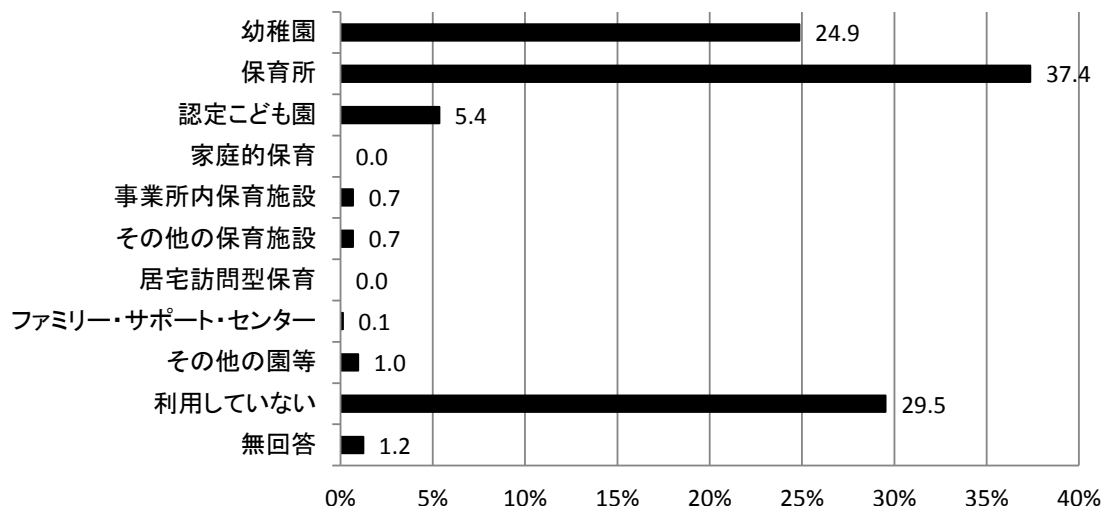
- フルタイム
- フルタイムで、現在産休・育休・介護休暇中
- ▨パートタイム、アルバイト等
- ▩パートタイム、アルバイト等で、現在産休・育休・介護休暇中
- ▧以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▦これまでに就労したことがない

(5) 保育所や幼稚園などの利用について

■ 宛名のお子さんは、現在、平日に次の園等を定期利用していますか。

- 全体では、「保育所」との回答が37.4%と最も高く、次いで「利用していない」が29.5%、「幼稚園」が24.9%と続いています。

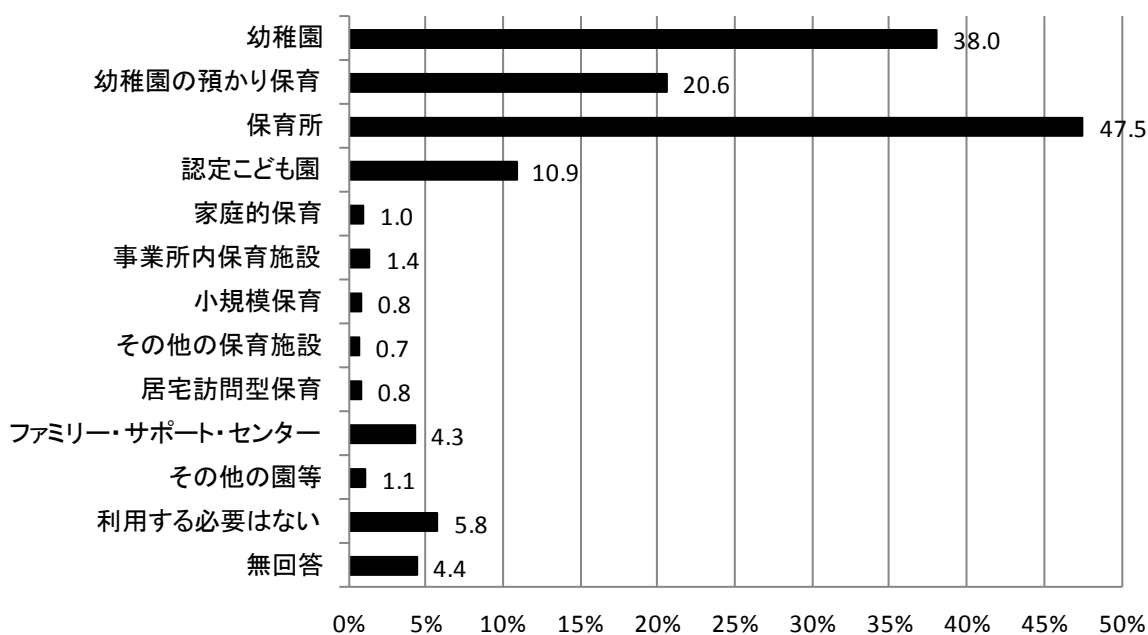
■ 平日に定期利用しているもの（現在）（n=728）



■ 宛名のお子さんが平日に定期利用するものとして、今後も利用を続けたい、もしくは、新たに利用したいものはどれですか。

- 全体では、「保育所」との回答が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が38.0%、「幼稚園の預かり保育」が20.6%と続いています。

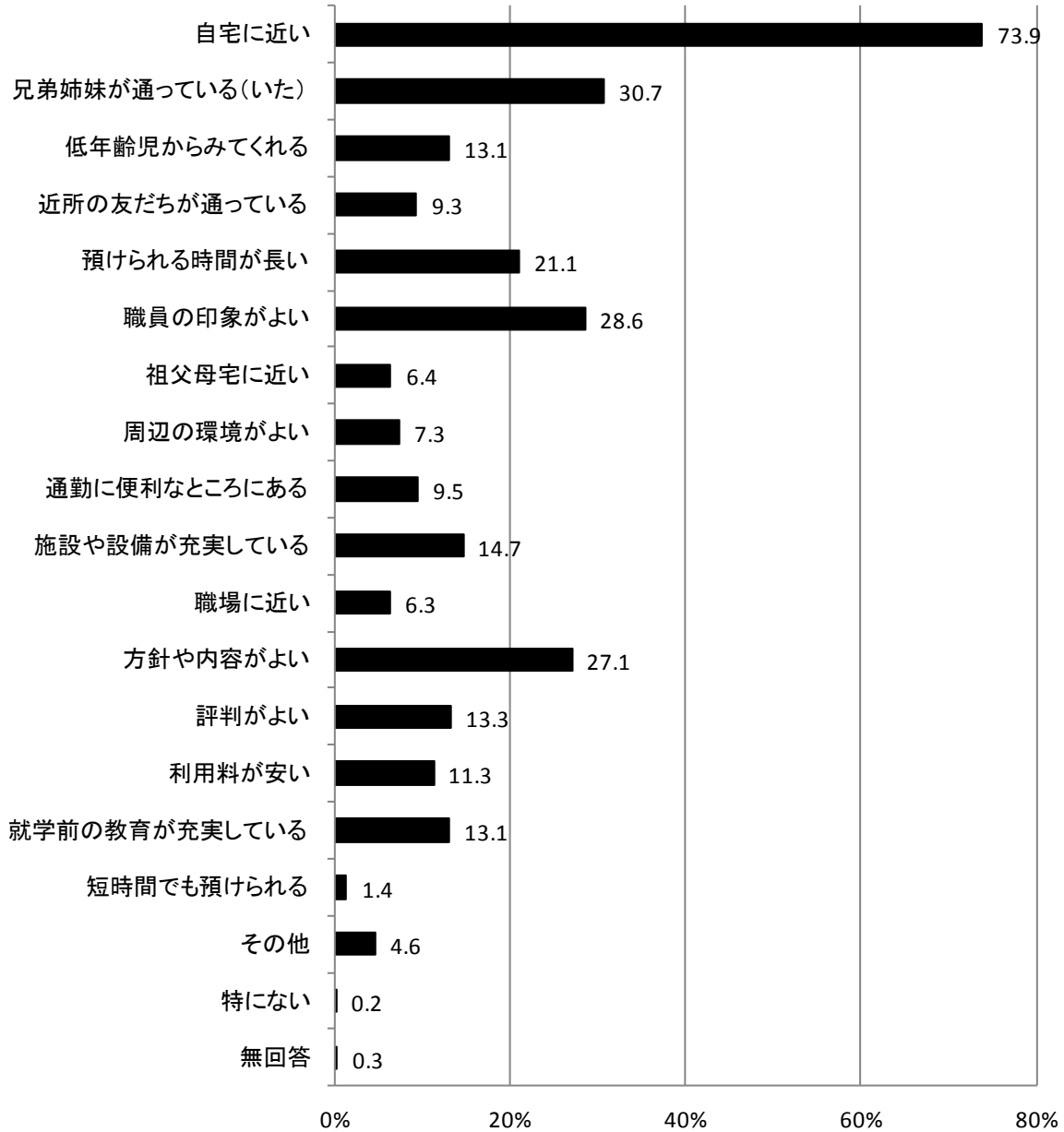
■ 平日に定期利用したいもの・続けたいもの（n=728）



■ 保育所や幼稚園等を選ぶとき、特にどのような点を重視しますか。

- ・「自宅に近い」との回答が73.9%と最も高く、次いで「兄弟姉妹が通っている（いた）」が30.7%、「職員の印象がよい」が28.6%と続いています。

■ 保育所や幼稚園等の選び方 (n=654)

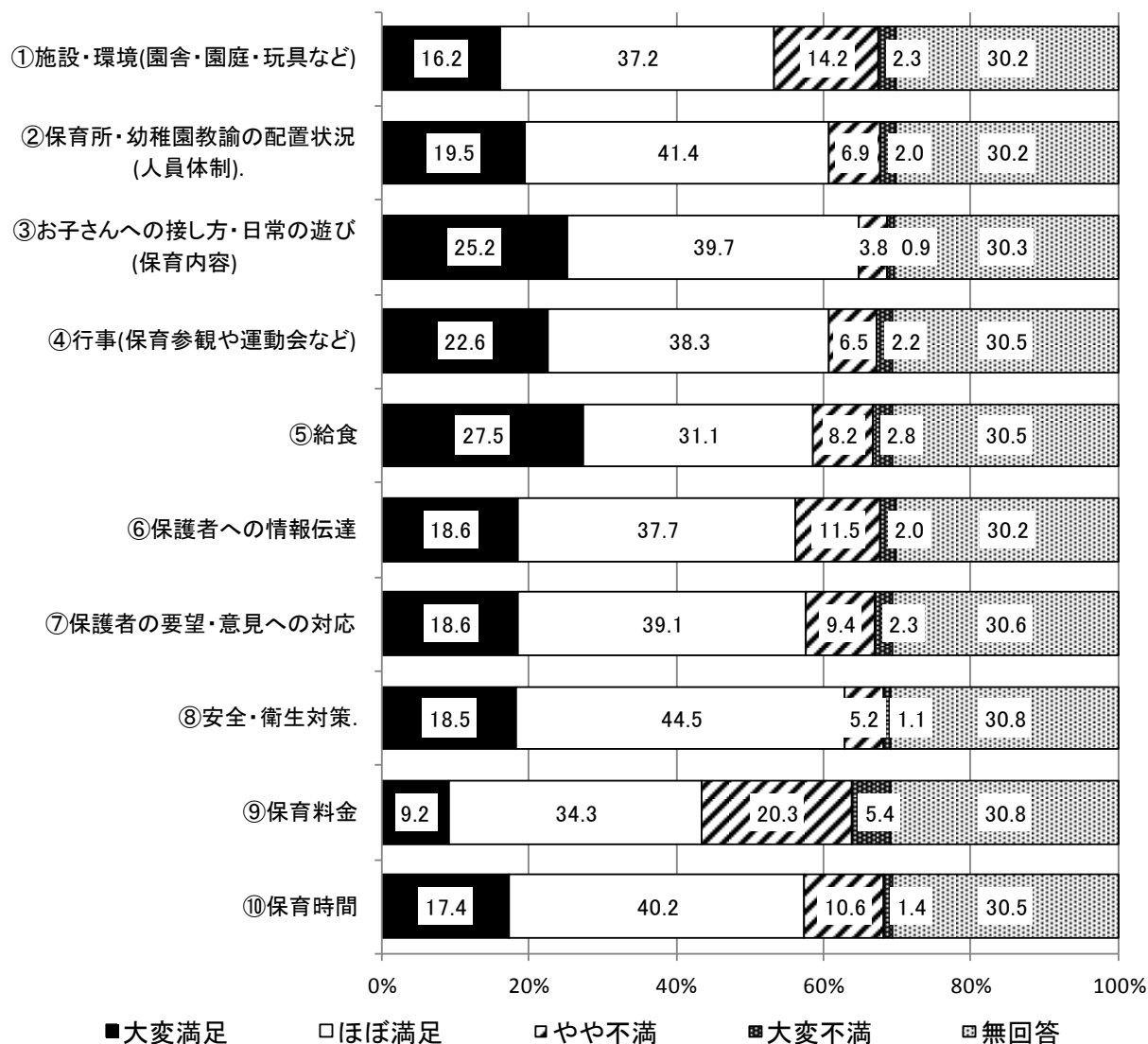


《現在、宛名のお子さんが「保育所」又は「幼稚園」を利用されている方》

■ 保育所や幼稚園に対してどのように感じていますか。

- ・「大変満足」の割合が高いのは、「⑤給食」(27.5%)、「③お子さんへの接し方・日常の遊び」(25.2%)、「④行事」(22.6%)などとなっています。一方、「やや不満」又は「不満」の割合が高いのは、「⑨保育料金」となっています。

■ 保育所や幼稚園に対する評価

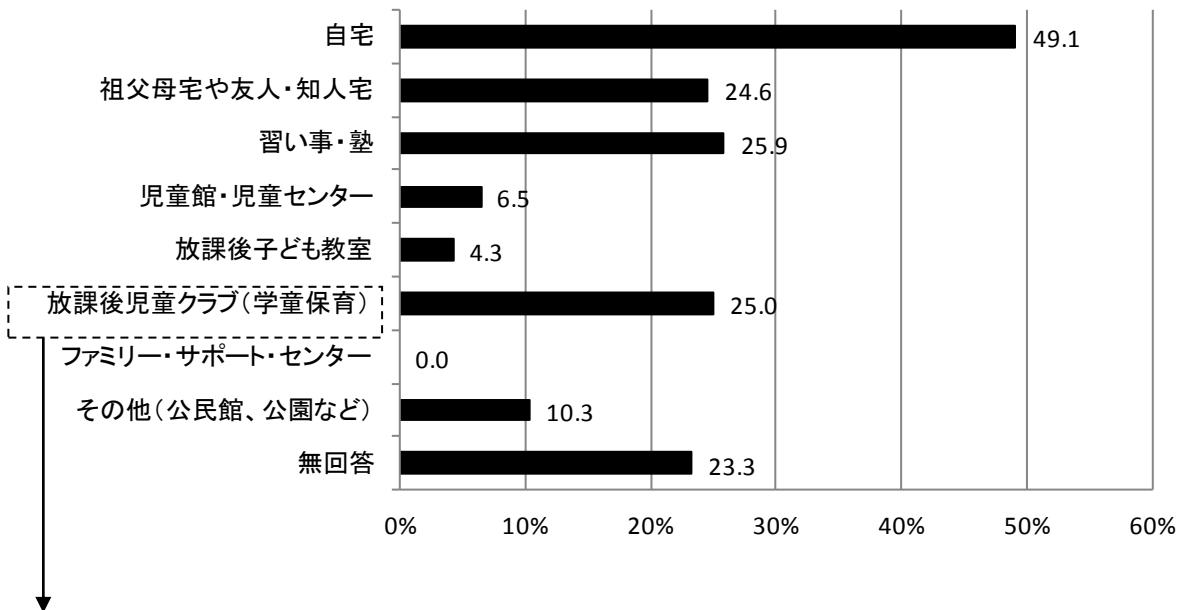


(6)放課後の過ごし方(放課後児童クラブの利用意向)

■ 宛名のお子さんについて、小学校に上がったときは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

- ・「自宅」との回答が49.1%と最も高く、次いで「習い事・塾」が25.9%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が25.0%と続いています。

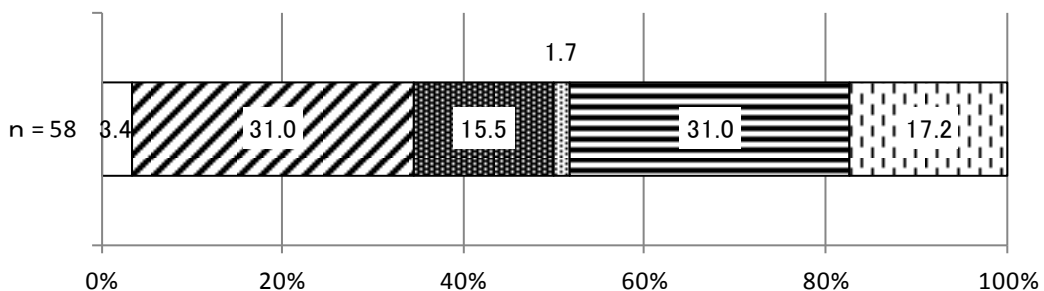
■放課後の過ごし方 (n=232)



■ 放課後児童クラブ(学童保育)(学年)

- ・何年生まで利用したいかについては、「3年生」と「6年生」が31.0%、「4年生」が15.5%となっています。

■利用したい学年

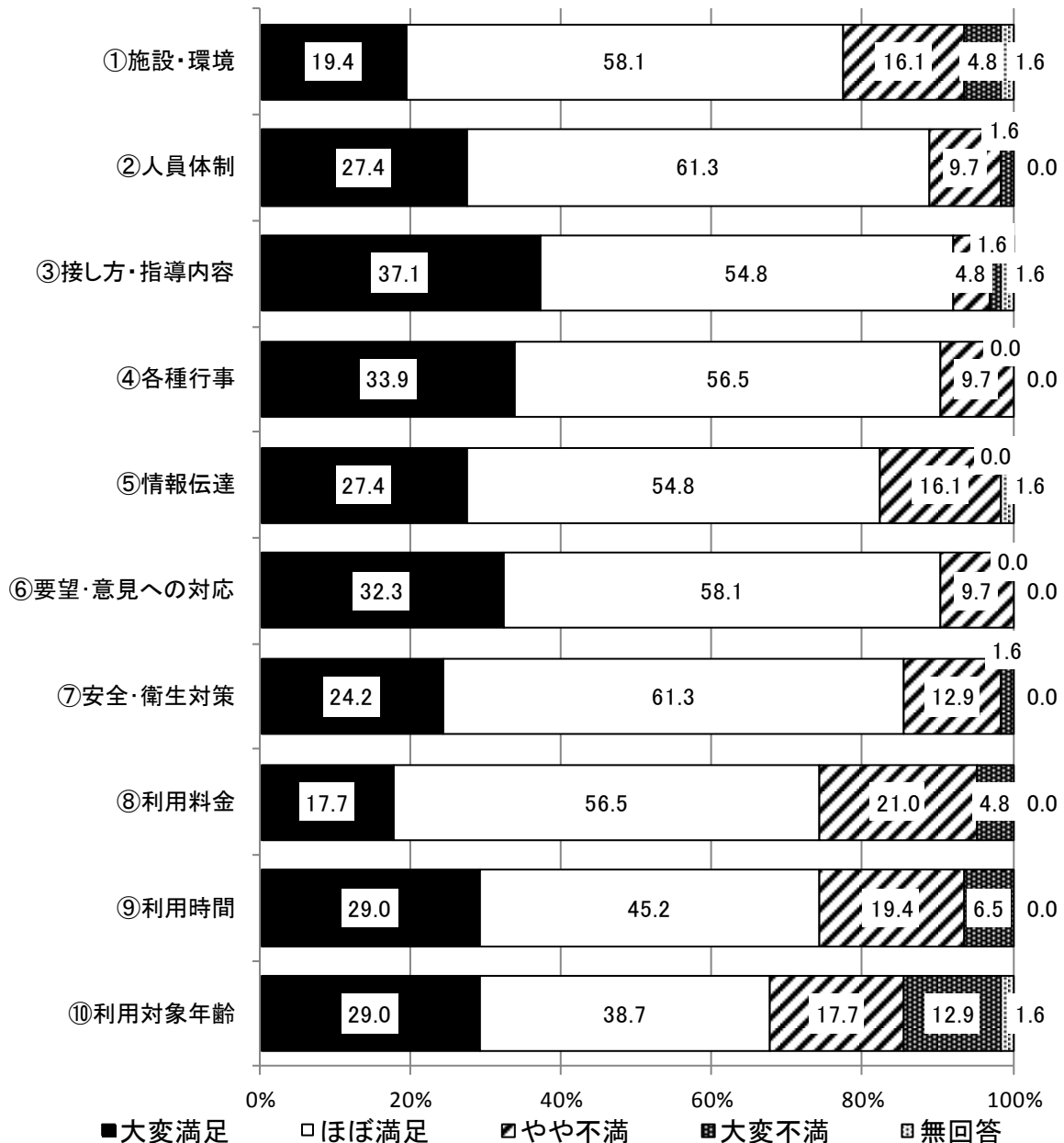


■ 1年生 □ 2年生 ■ 3年生 ■ 4年生 □ 5年生 ■ 6年生 □ 無回答

■ 現在利用している放課後児童クラブに対してどのように感じていますか。

- ・放課後児童クラブ利用者の評価をみると、「満足」の割合が高いのは、「③接し方・指導内容」が37.1%、「④各種行事」が33.9%、「⑥要望・意見の対応」が32.3%などとなっています。
- ・一方、「やや不満」又は「大変不満」の割合が高いのは、「⑩対象年齢」が30.6%、「⑧利用料金」が25.8%、「⑨利用時間」が25.9%となっています。

■ 放課後児童クラブの評価

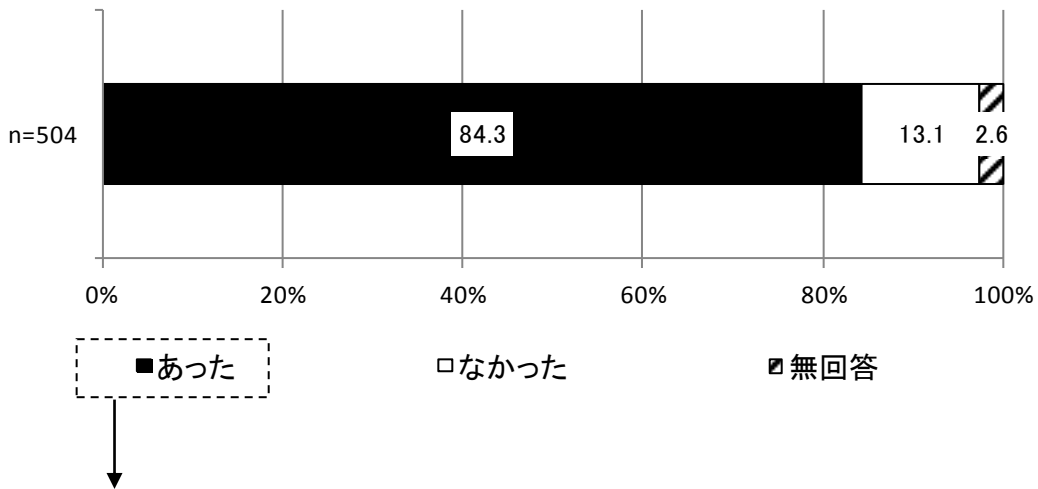


(7) 病児・病後児保育について

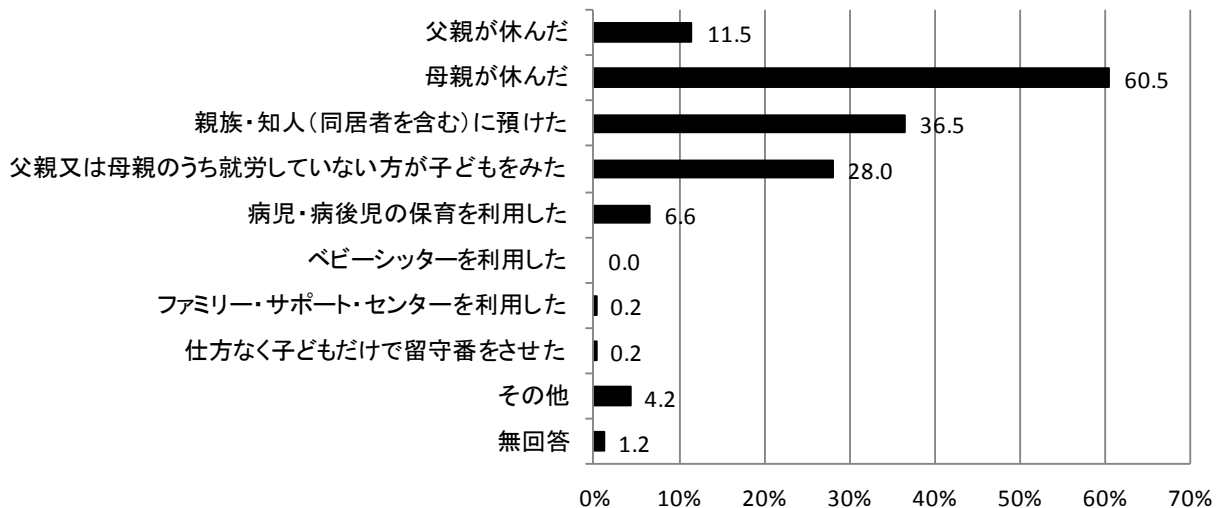
- この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがで保育所・幼稚園等に登園できなかったことはありますか。
- どのように対処しましたか。

- ・「あった」が84.3%、「なかった」が13.1%となっています。
- ・対処方法は、「母親が休んだ」との回答が60.5%と最も高く、次いで、「親族・知人（同居者を含む）に預けた」が36.5%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が28.0%と続いています。

■ 病気やけがで保育所・幼稚園等に登園できなかったこと



■ 対処の方法 (n=405)

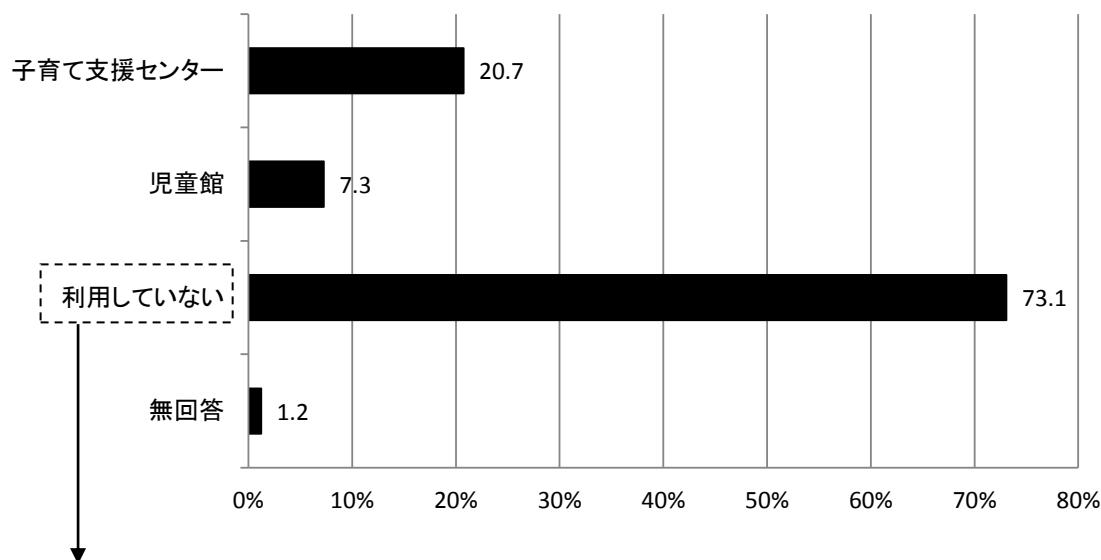


(8)子育て支援センター・児童館について

■ 宛名のお子さんは、現在、子育て支援センターや児童館を利用されていますか。

- ・現在利用しているものは、「子育て支援センター」が20.7%、「児童館」が7.3%、「利用していない」が73.1%となっています。

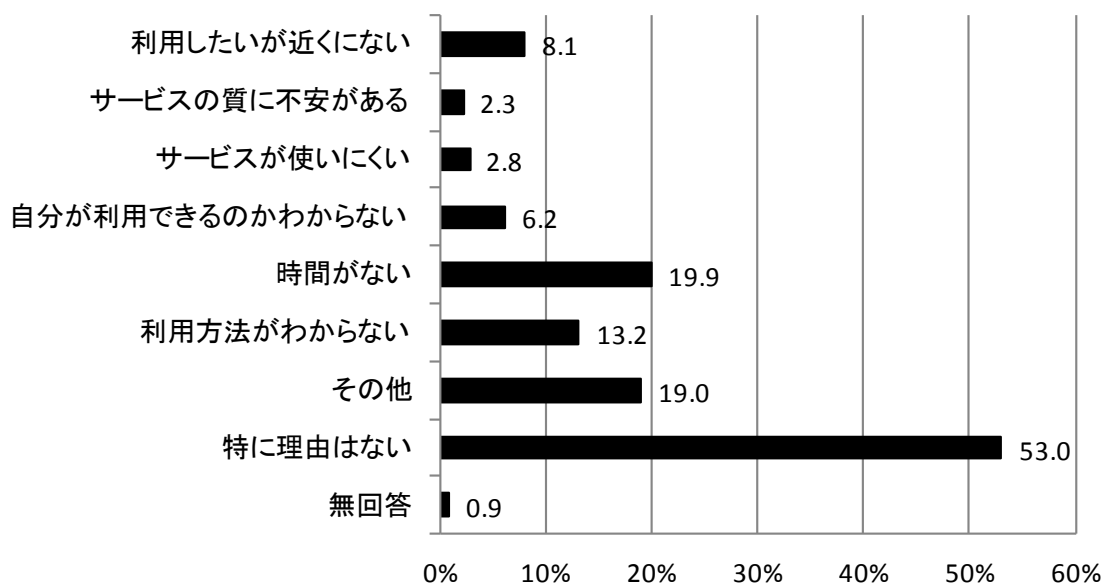
図1 子育て支援センターや児童館の利用状況 (n=728)



■ 現在、利用していない理由は何ですか。

- ・「特に理由はない」との回答が53.0%と最も高く、次いで「時間がない」が19.9%、「その他」が19.0%、「利用方法がわからない」が13.2%となっています。

■ 利用していない理由 (n=532)

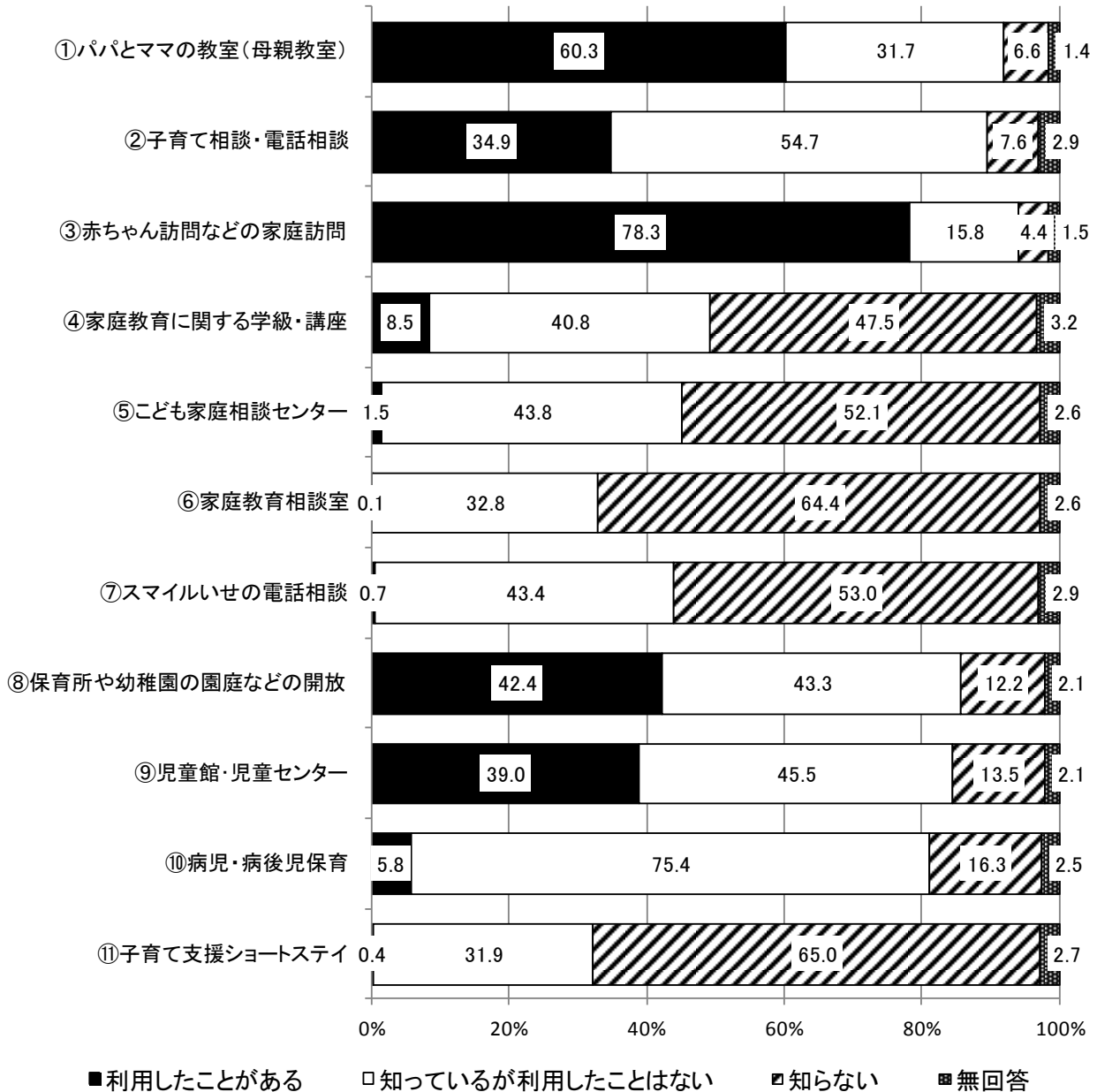


(9)市の事業の認知状況

■ 次の市の事業やサービスを利用したことはありますか。

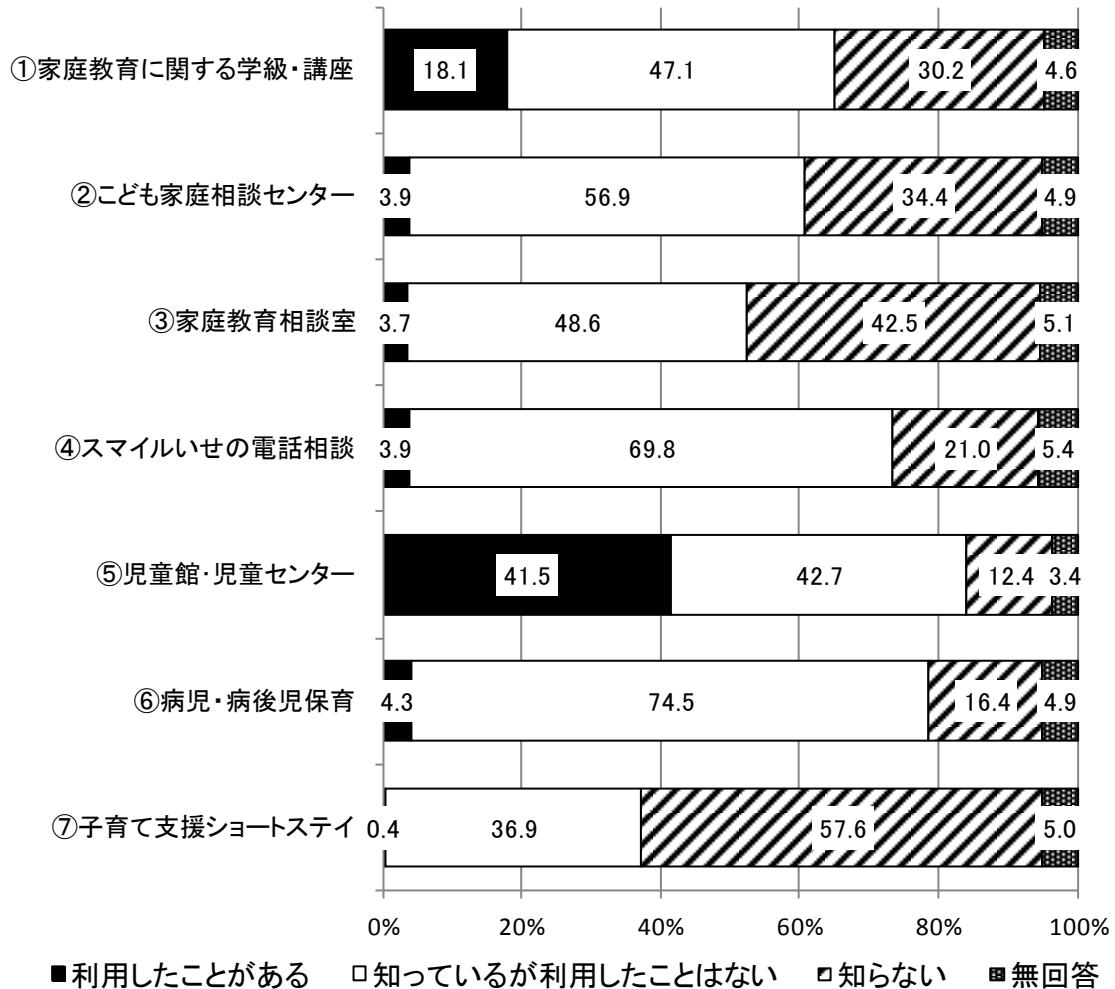
- ・就学前で、「利用したことがある」の割合が高いのは、「③赤ちゃん訪問などの家庭訪問」が78.3%、「①パパとママの教室（母親教室）」が60.3%などとなっています。
- ・知らない割合が高いのは、「⑪子育て支援ショートステイ」が65.0%、「⑥家庭教育相談室」が64.4%となっています。

■ 市の事業やサービスについて／就学前（n=728）



- 小学生で、「利用したことがある」の割合が高いのは、「⑤児童館・児童センター」が41.5%となっています。
- 知らない割合が高いのは、「⑦子育て支援ショートステイ」が57.6%、「③家庭教育相談室」が42.5%となっています。

■市の事業やサービスについて／小学生（n=701）

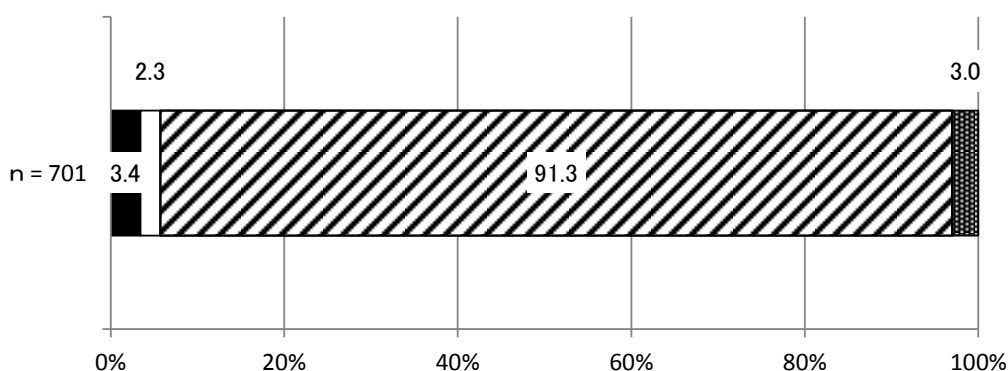


(10)ファミリー・サポート・センターの利用状況

■ ファミリー・サポート・センター事業は、保育サービスを利用したい人と協力したい人がそれぞれ登録して、会員の自宅などで保育サービスを有料で行う事業ですが、この1年間に利用したことがありますか。

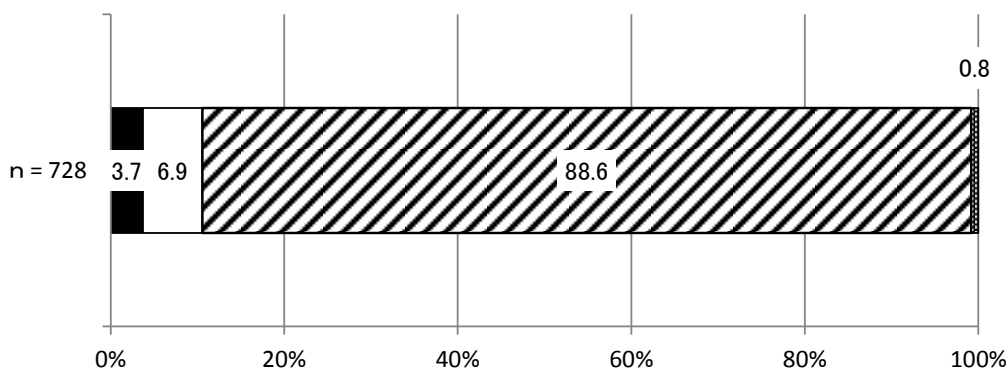
- ・「利用（登録）していない。また、利用（登録）予定はない」との回答が最も高く、就学前が91.3%、小学生が88.6%となっています。
- ・「利用（登録）している」の割合は、就学前が3.4%、小学生が3.7%となっています。
- ・「利用（登録）していないが、利用（登録）したい」の割合は、就学前が2.3%、小学生が6.9%となっています。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況／就学前



- 利用(登録)している
- 利用(登録)していないが、利用(登録)したい
- ▨ 利用(登録)していない。また、利用(登録)予定はない
- 無回答

■ファミリー・サポート・センターの利用状況／小学生



- 利用(登録)している
- 利用(登録)していないが、利用(登録)したい
- ▨ 利用(登録)していない。また、利用(登録)予定はない
- 無回答

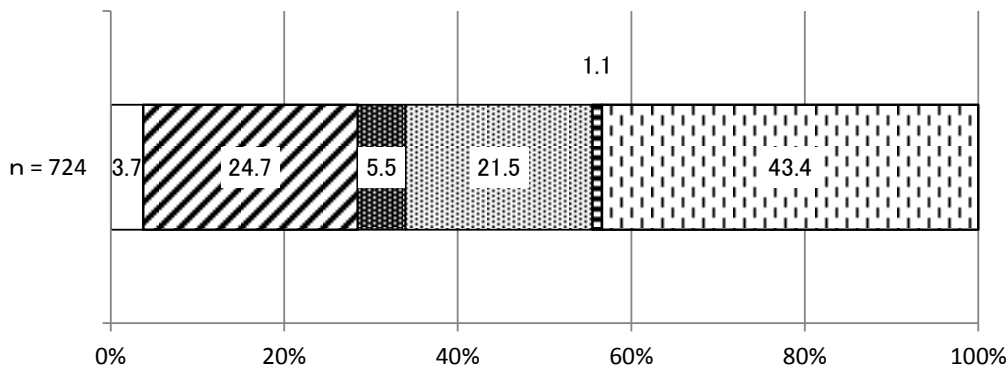
(11) 子育てと仕事の両立について

仕事と子育てに関する保護者の方の状況をうかがいます。

■ 母親

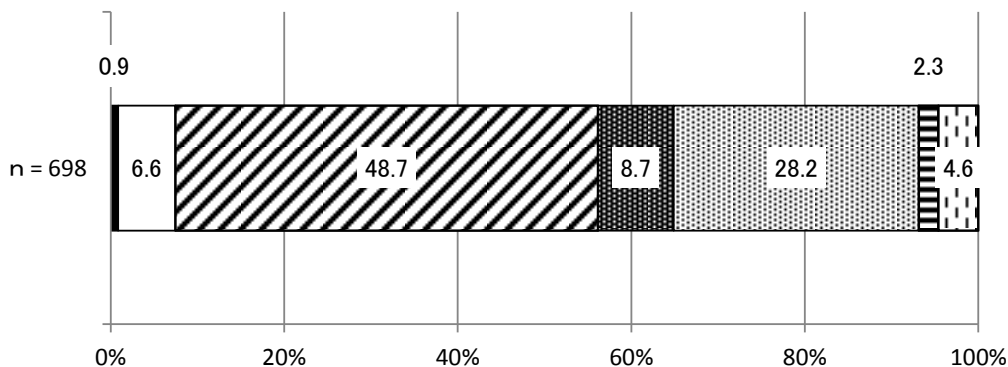
- ・就学前は、「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」との回答が24.7%と最も高く、次いで「仕事よりも子育てを優先している」が21.5%、「やむをえず仕事より子育てを優先している」が5.5%と続いています。
- ・小学生は、「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」との回答が48.7%と最も高く、次いで「仕事よりも子育てを優先している」が28.2%、「やむをえず仕事より子育てを優先している」が8.7%と続いています。

■ 母親・子育てと仕事の関係／就学前



- 子育てよりも仕事を優先している
- やむをえず子育てより仕事を優先している
- 仕事と子育ての両立を図るよう努めている
- やむをえず仕事より子育てを優先している
- 仕事よりも子育てを優先している
- その他
- 無回答

■ 母親・子育てと仕事の関係／小学生

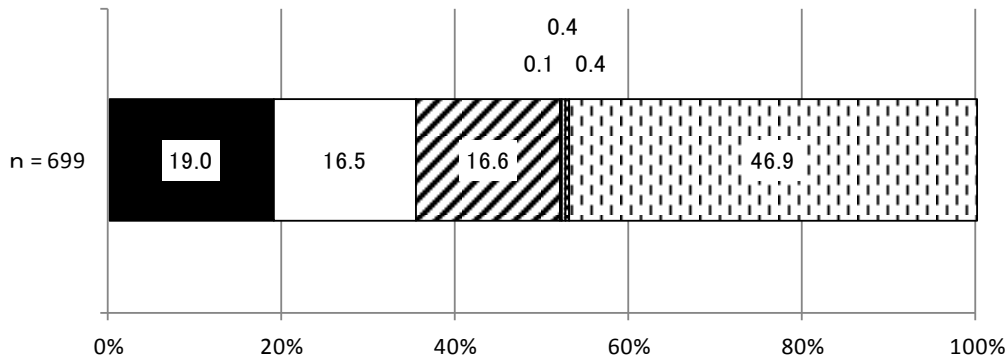


- 子育てよりも仕事を優先している
- やむをえず子育てより仕事を優先している
- 仕事と子育ての両立を図るよう努めている
- やむをえず仕事より子育てを優先している
- 仕事よりも子育てを優先している
- その他
- 無回答

■ 父親

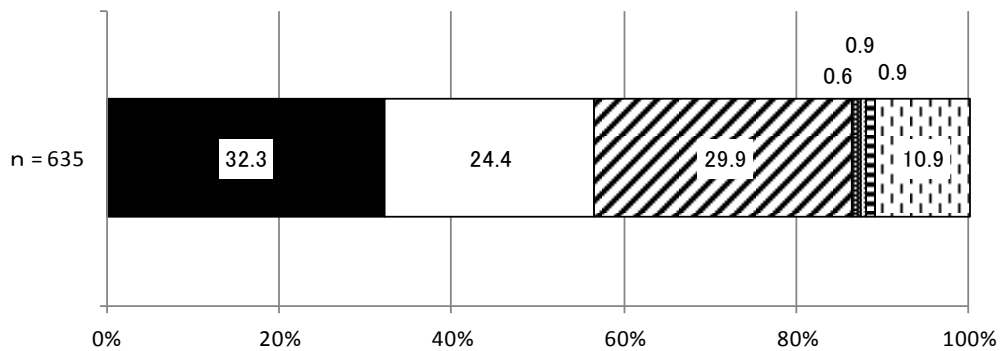
・「子育てよりも仕事を優先している」との回答が最も高く、就学前が19.0%、小学生が32.3%となっています。次いで「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」の割合が高く、就学前が16.6%、小学生が29.9%と、「やむをえず子育てより仕事を優先している」は就学前が16.5%、小学生が24.4%となっています。

■ 父親・子育てと仕事の関係／就学前



- 子育てよりも仕事を優先している
- やむをえず子育てより仕事を優先している
- ▣ 仕事と子育ての両立を図るよう努めている
- やむをえず仕事より子育てを優先している
- ▣ 仕事よりも子育てを優先している
- その他
- 無回答

■ 父親・子育てと仕事の関係／小学生



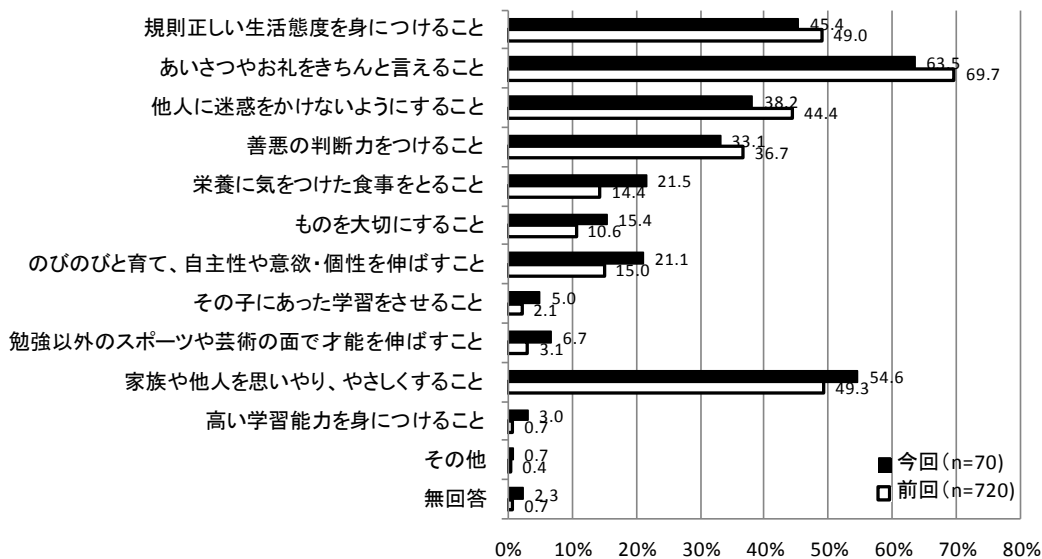
- 子育てよりも仕事を優先している
- やむをえず子育てより仕事を優先している
- ▣ 仕事と子育ての両立を図るよう努めている
- やむをえず仕事より子育てを優先している
- ▣ 仕事よりも子育てを優先している
- その他
- 無回答

(12) 学校教育、家庭教育について

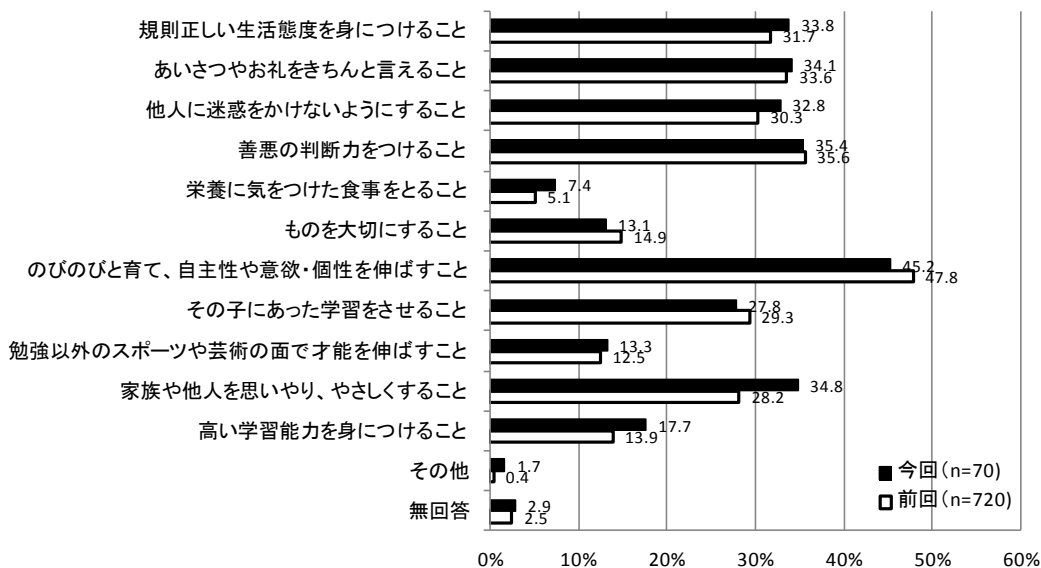
■ 子育てにおいて、家庭で大切にしていること、通っている学校で大切にしてほしいことは何ですか。

- 家庭においては、「あいさつやお礼をきちんとと言えること」との回答が63.5%と最も高く、次いで「家族や他人を思いやり、やさしくすること」が54.6%、「規則正しい生活態度を身につけること」が45.4%と続いています。
- 学校に対しては、「のびのびと育て、自主性や意欲・個性を伸ばすこと」との回答が45.2%と最も高く、次いで「善悪の判断力をつけること」が35.4%、「家族や他人を思いやり、やさしくすること」が34.8%と続いています。

■ 大切にしていること／家庭において



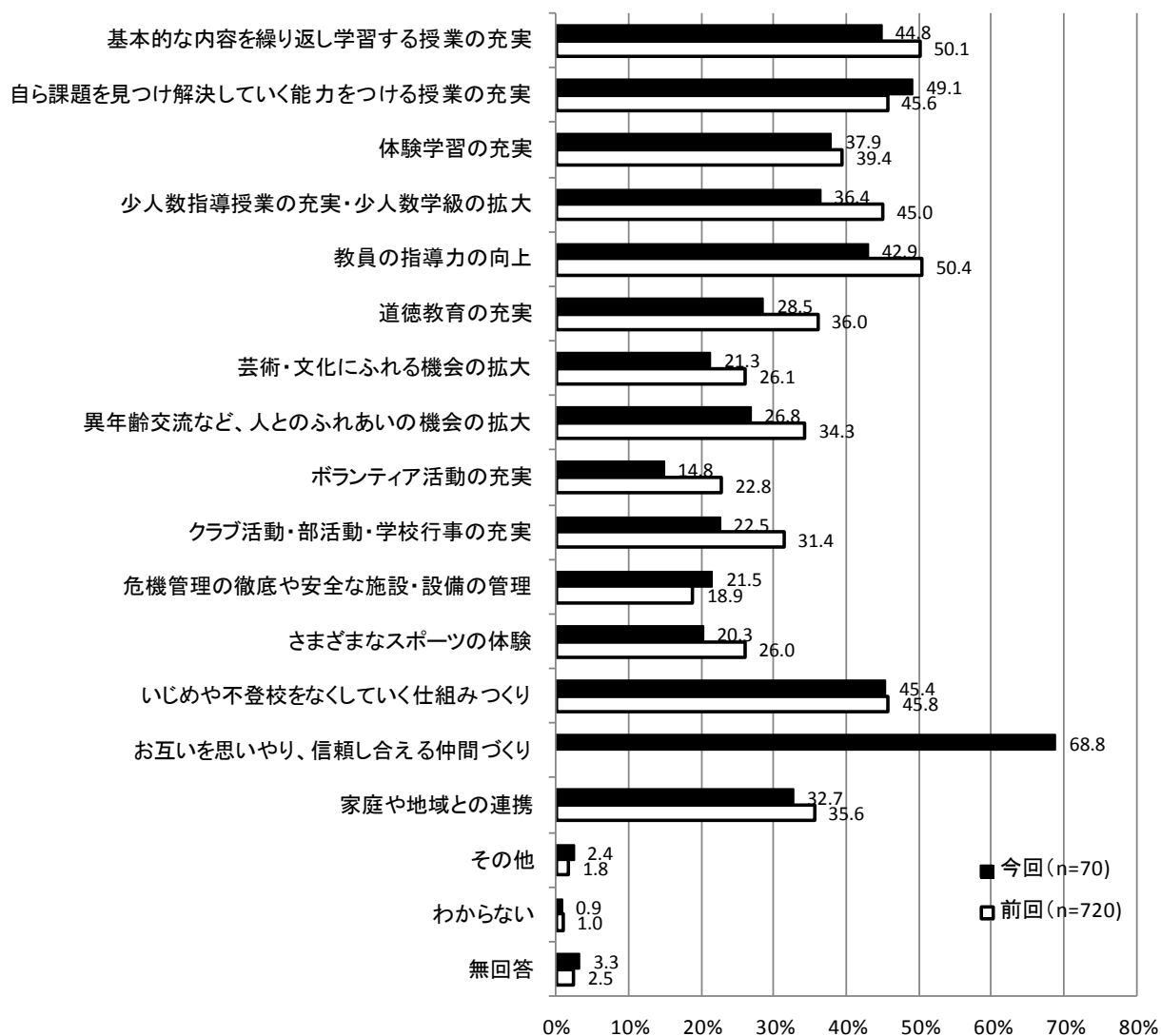
■ 大切にしていること／学校において



■ 教育環境をよくしていくためには、どのようなことに力を入れる必要があると思いますか。

- 「お互いを思いやり、信頼し合える仲間づくり」との回答が68.8%と最も高く、次いで「自ら課題を見つけ解決していく能力をつける授業の充実」が49.1%、「いじめや不登校をなくしていく仕組みづくり」が45.4%、「基本的な内容を繰り返し学習する授業の充実」が44.8%と続いています。
- 前回調査（平成20年度実施）と比較すると、「お互いを思いやり、信頼し合える仲間づくり」（今回追加項目）と「自ら課題を見つけ解決していく能力をつける授業の充実」、「危機管理の徹底や安全な施設・設備の管理」以外の全ての項目で5%前後低下していますが、全体の傾向の大きな違いはありません。

■ 教育環境をよくしていくために

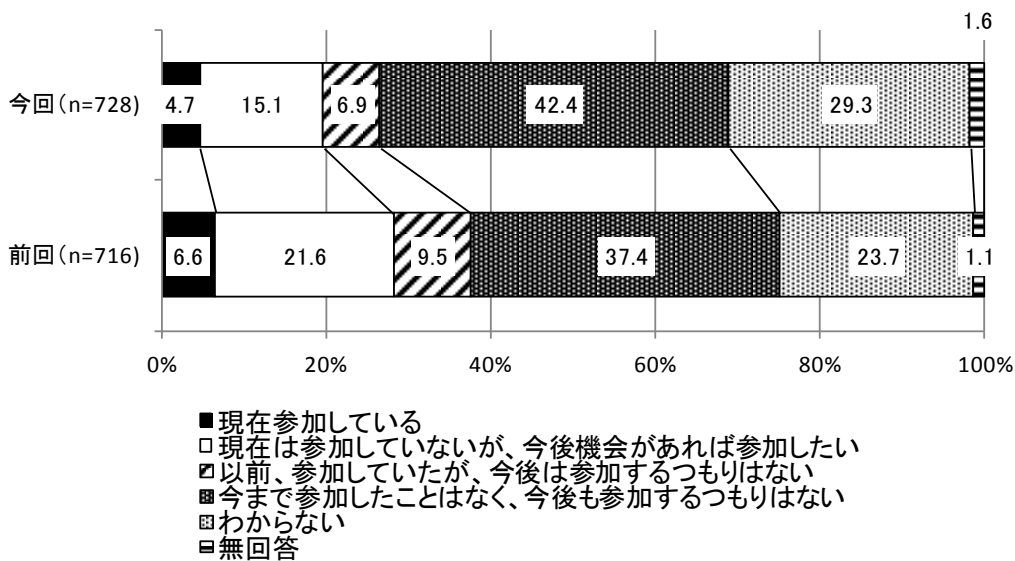


(13)子育てと地域社会について

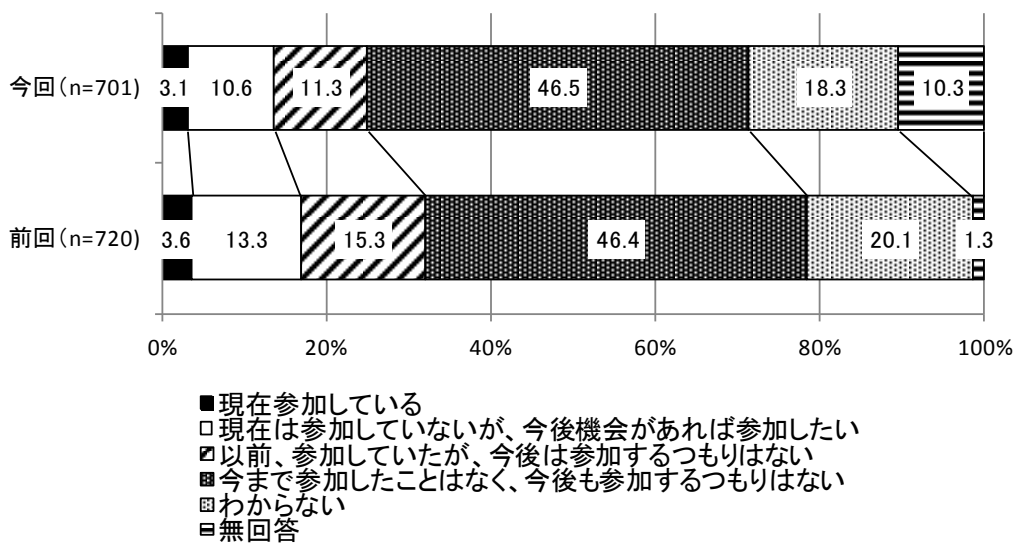
■ 子育てに関するサークル活動など自主的な活動に参加していますか。

- ・「今まで参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」との回答が最も高く、就学前が42.4%、小学生が46.5%となっています。次いで「わからない」の割合が高く、就学前が29.3%、小学生が18.3%となっています。
- ・「現在参加している」は、就学前が4.7%、小学生が3.1%、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」は、就学前が15.1%、小学生が10.6%となっています。
- ・前回調査と比較すると、就学前、小学生ともに「現在参加している」や「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が減少しています。

■ 子育てに関するサークル活動・活動への参加状況



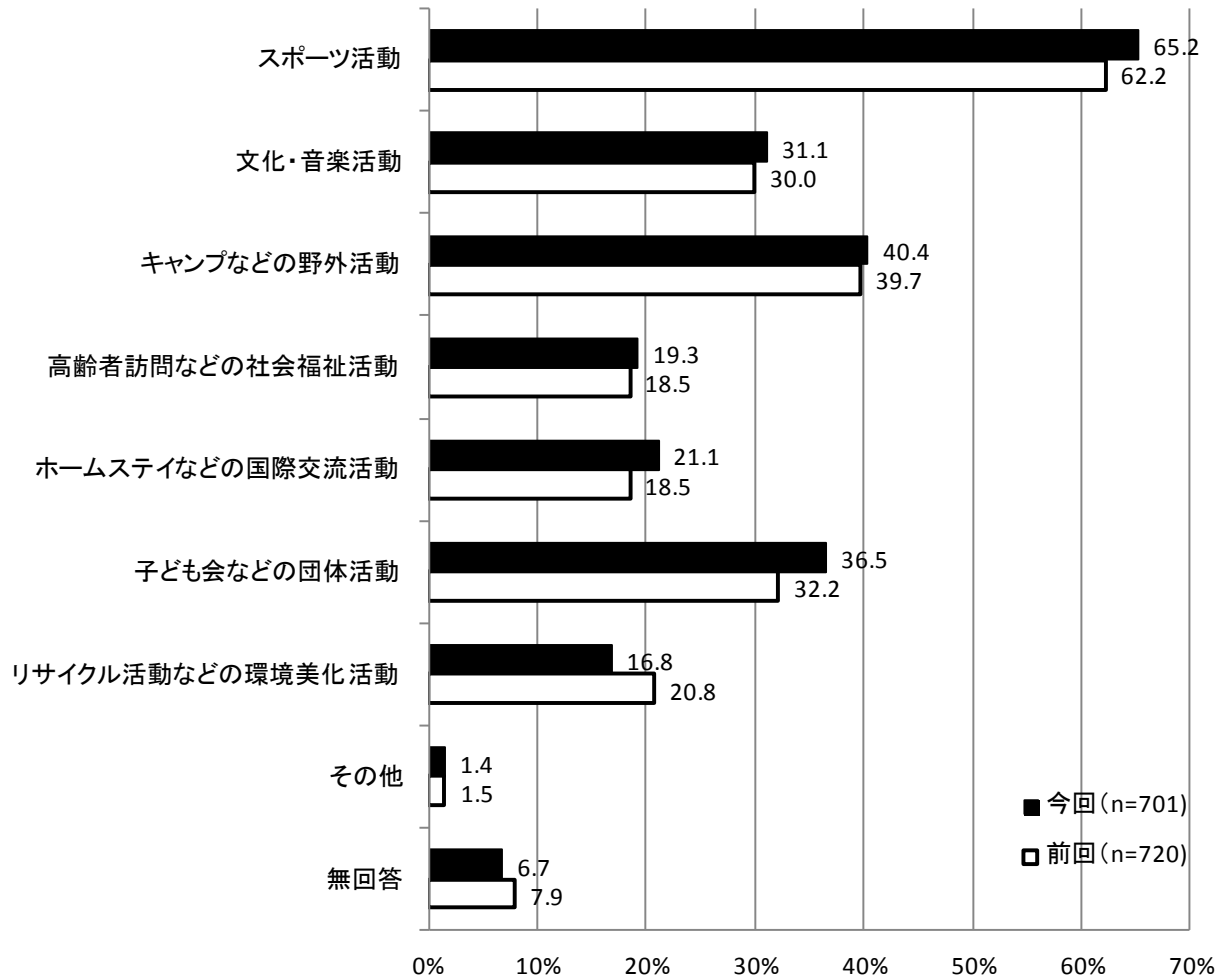
■ 子育てに関するサークル活動・活動への参加状況／小学生



■ 宛名のお子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動は何ですか。

- 「スポーツ活動」との回答が65.2%と最も高く、次いで「キャンプなどの野外活動」が40.4%、「子ども会などの団体活動」が36.5%、「文化・音楽活動」が31.1%と続いています。
- 前回調査と比較をすると、各項目の増減は僅かで、傾向の変化はありません。

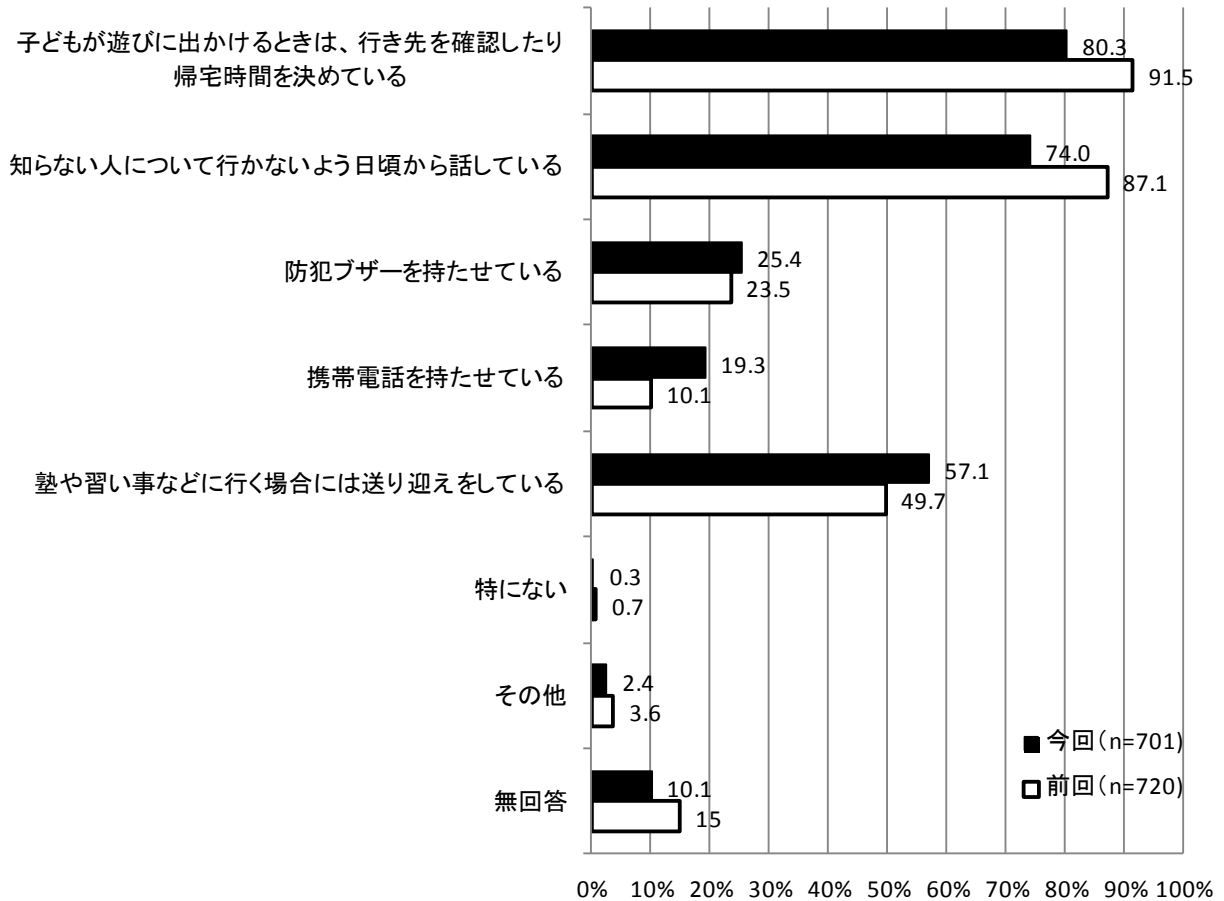
■ 地域活動やグループ活動／小学生



■ 子どもの安心・安全の対策として、どのようにしていますか。

- ・「子どもが遊びに出かけるときは、行き先を確認したり帰宅時間を決めている」との回答が80.3%と最も高く、次いで「知らない人について行かないよう日頃から話している」が74.0%、「塾や習い事などに行く場合には送り迎えをしている」が57.1%と続いています。
- ・前回調査と比較をすると、10%程度の差がみられる項目もありますが、全体の傾向としては大きな違いはみられません。

■ 子どもの安心・安全対策 (n=701)

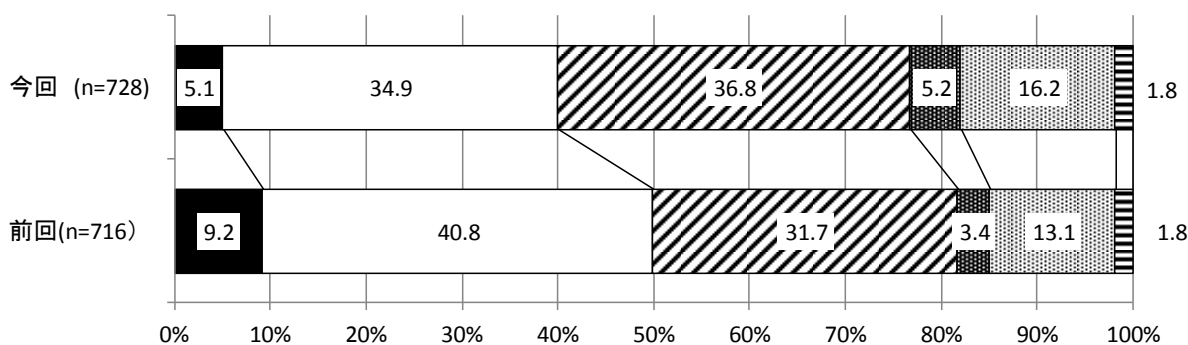


(14)子育ての不安感や負担

■ 子育てに関して不安感や負担感などを感じることはありますか。

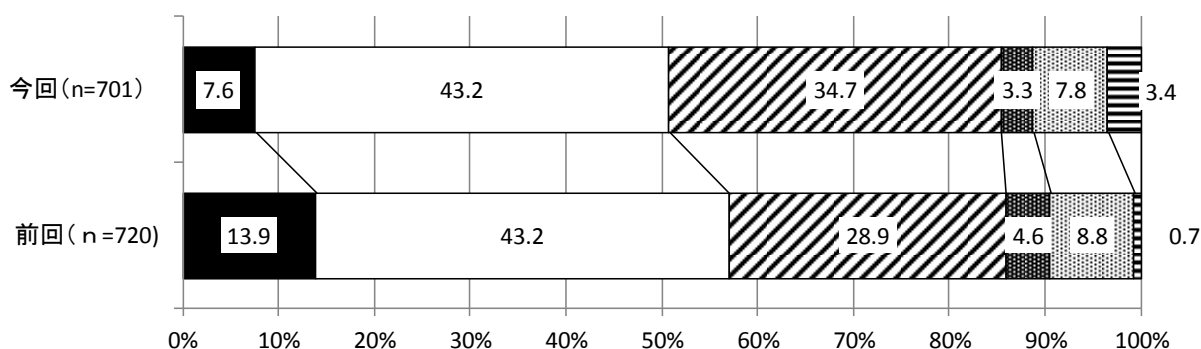
- ・「あまり不安や負担などを感じない」との回答は、就学前では 36.8%、小学生では 34.7% となっています。
- ・一方、「非常に不安や負担を感じる」の割合は、就学前が 5.1%、小学生が 7.6% となっています。
- ・前回調査結果と比較をすると、「非常に不安を感じる」又は「なんとなく不安を感じる」の割合が、就学前、小学生ともに減少しています。

■ 子育てに関する不安感や負担感／就学前



- 非常に不安や負担を感じる
- なんとなく不安や負担を感じる
- ▨ あまり不安や負担などを感じない
- 全く不安や負担を感じない
- ▨ 何ともいえない
- 無回答

■ 子育てに関する不安感や負担感／小学生



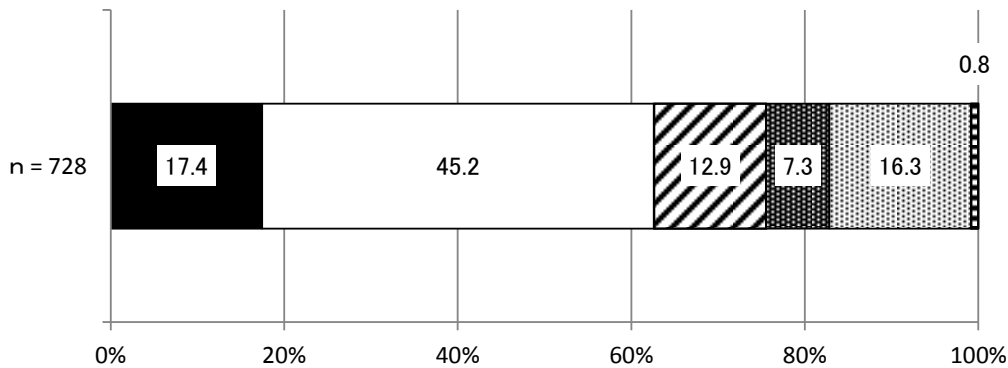
- 非常に不安や負担を感じる
- なんとなく不安や負担を感じる
- ▨ あまり不安や負担などを感じない
- 全く不安や負担を感じない
- ▨ 何ともいえない
- 無回答

(15)子育て全般について

■ 伊勢市は、宛名のお子さんの子育てをしやすい市だと思いますか。

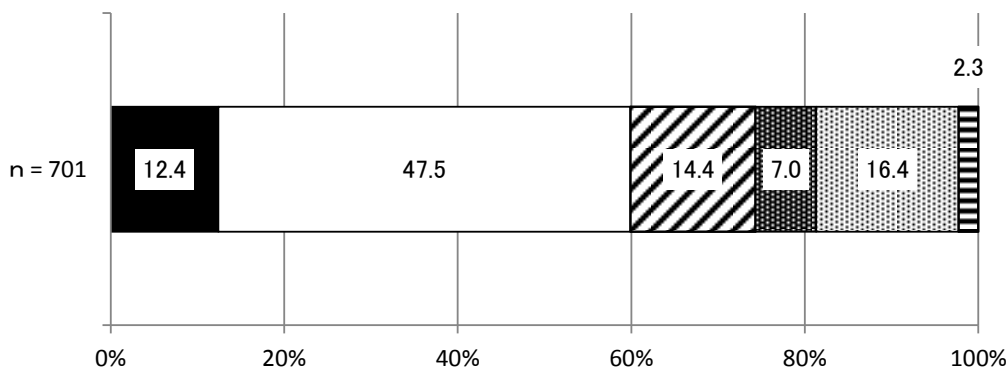
- ・「どちらかというと思う」との回答が最も多く、就学前が45.2%、小学生が47.5%となっています。次いで就学前は、「そう思う」が17.4%、「わからない」が16.3%と続いています。小学生は、「わからない」が16.4%、「どちらかというと思わない」が14.4%と続いています。

■ 伊勢市の子育て環境／就学前



- そう思う
- ▨ どちらかというと思わない
- ▨ わからない
- どちらかというと思う
- そうは思わない
- 無回答

■ 伊勢市の子育て環境／小学生



- そう思う
- ▨ どちらかというと思わない
- ▨ わからない
- どちらかというと思う
- そうは思わない
- 無回答

2 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿、会議開催状況

◎伊勢市子ども・子育て会議委員

(平成27年3月31日現在)

区 分	組 織	氏 名	備 考
学識経験者	皇學館大学	深草 正博	会長
医療関係者	伊勢地区医師会	花田 基	
	伊勢地区歯科医師会	田口 昇	
福祉・教育 関係者	伊勢市民生委員児童委員協議会連 合会	奥田 敍子	
	伊勢市小中学校長会	中村 幸博	
	伊勢私立幼稚園協会	大熊 信行	副会長
	伊勢市私立保育連盟	大橋 京子	
	NPO 法人三重みなみ子どもネット ワーク	秋山 則子	
	県学童保育連絡協議会	森 尚哉	
商工関係者	伊勢商工会議所	中村 佳子	
市民・保護者 関係者	伊勢市総連合自治会	井村 貴志	
	伊勢市 PTA 連合会	西口 直孝	
	たんぽぽ読書会	北川 和子	
	伊勢私立幼稚園協会	橋本 宏彦	
	伊勢市私立保育連盟	杉浦 映子	
労働関係者	伊勢地区労継承センター	後藤 智浩	
行政関係者	伊勢保健所	増田 伸子	
	南勢志摩児童相談所	岡 芳正	
	伊勢市健康福祉部	鈴木 正人	

(順不同、敬称略)

◎会議開催状況

○平成 25 年度

第 1 回会議（平成 25 年 10 月 17 日）

委嘱状の交付及び会長、副会長の選任

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査の調査票について

第 2 回会議（平成 26 年 3 月 27 日）

子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査結果について

伊勢市子ども・子育て支援事業計画（仮称）骨子案について

○平成 26 年度

第 1 回会議（平成 26 年 5 月 29 日）

伊勢市子ども・子育て支援事業計画（仮称）骨子案について

「子ども・子育て支援新制度」に関する各事業基準の制定について

第 2 回会議（平成 26 年 8 月 7 日）

伊勢市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（案）等について

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則骨子案について

第 3 回会議（平成 26 年 11 月 13 日）

伊勢市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案について

第 4 回会議（平成 27 年 2 月 5 日）

伊勢市子ども・子育て支援事業計画（最終案）の決定について

3 伊勢市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 10 日
伊勢市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

伊勢市子ども・子育て支援事業計画

発行：平成27年3月
編集：伊勢市健康福祉部こども課

〒516-8601
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL：0596-21-5561
FAX：0596-21-5555
E-mail：kodomo@city.ise.mie.jp